

○名古屋大学通則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 本学は、教育基本法の精神にのっとり、学術文化の中心として広く知識を授け、専門学芸の各分野にわたり、深く、かつ総合的に研究するとともに、完全なる人格の育成と文化の創造を期し、民主的、文化的な国家及び社会の形成を通じて、世界の平和と人類の福祉に寄与することを目的とする。

（学部及び学科）

第2条 学部及び学科は、次のとおりとする。

文学部 人文学科

教育学部 人間発達科学科

法学部 法律・政治学科

経済学部 経済学科，経営学科

情報学部 自然情報学科，人間・社会情報学科，コンピュータ科学科

理学部 数理学科，物理学科，化学科，生命理学科，地球惑星科学科

医学部 医学科，保健学科

工学部 化学生命工学科，物理工学科，マテリアル工学科，電気電子情報工学科，機械・航空宇宙工学科，エネルギー理工学科，環境土木・建築学科

農学部 生物環境科学科，資源生物科学科，応用生命科学科

（大学院）

第3条 大学院については、別に定める。

（収容定員）

第4条 学部の収容定員は、別表のとおりとする。

（修業年限）

第5条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科の修業年限は、6年とする。

（在学年限）

第6条 学部の在学年限は、8年とする。ただし、医学部医学科の在学年限は、12年とする。

（学年）

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第8条 学年を分けて、次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

春季休業 4月1日から4月4日まで

夏季休業 8月8日から9月30日まで

冬季休業 12月28日から翌年1月7日まで

2 臨時の休業日は、総長がその都度定める。

3 第1項の規定にかかわらず、教育上必要があると認められる場合には、第1項に規定する休業日に授業を行うことができる。

第2章 入学、学部及び学科への所属、進級の取扱い、転学部及び転学科

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の初めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学部の定めるところにより、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第 12 条 前条に規定する者で入学を志願するものは、所定の期日までに入学願書に第 35 条の検定料を添えて提出しなければならない。

(入学試験)

第 13 条 総長は、入学試験委員会を設けて、前条の入学志願者に対して入学試験を行い、合格者を決定する。

(入学許可)

第 14 条 総長は、前条の合格者で第 36 条の入学料の納入、保証書及び宣誓書の提出等所定の手続を完了したものに、入学を許可する。

(教育学部第 3 年次編入学)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する者で、教育学部の第 3 年次に編入学を志願するものについては、当該学部において選考の上、総長が入学を許可する。

- 一 大学に 2 年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - 二 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。)第 104 条第 4 項第 1 号の規定により学士の学位を授与された者
 - 三 外国において、学校教育における 14 年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者
 - 四 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - 五 外国の短期大学を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)
 - 六 法第 132 条の規定により専修学校の専門課程を修了した者
 - 七 法第 58 条の 2 の規定により高等学校の専攻科の課程を修了した者
- 2 前項第 1 号の所定の単位については、当該学部において定める。
- 3 第 1 項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、当該学部において定める。
- 4 第 12 条及び第 14 条の規定は、第 1 項の規定により入学する場合に準用する。

(経済学部第 3 年次編入学)

第 15 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者で、経済学部の第 3 年次に編入学を志願するものについては、当該学部において選考の上、総長が入学を許可する。

- 一 大学に 2 年以上在学し、所定の単位を修得した者
- 二 外国において、学校教育における 14 年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者
- 三 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- 四 外国の短期大学を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)

- 五 法第 132 条の規定により専修学校の専門課程を修了した者
- 六 法第 58 条の 2 の規定により高等学校の専攻科の課程を修了した者
- 七 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「施行規則」という。)附則第 7 条の規定により大学の第 3 年次に編入学できる者
- 2 前項第 1 号の所定の単位については、当該学部において定める。
- 3 第 1 項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、当該学部において定める。
- 4 第 12 条及び第 14 条の規定は、第 1 項の規定により入学する場合に準用する。
(文学部、法学部、情報文化学部並びに医学部保健学科看護学専攻、放射線技術科学専攻及び検査技術科学専攻第 3 年次編入学)
- 第 15 条の 3 次の各号のいずれかに該当する者で、文学部、法学部、情報学部並びに医学部保健学科看護学専攻、放射線技術科学専攻及び検査技術科学専攻の第 3 年次に編入学を志願するものについては、当該学部において選考の上、総長が入学を許可する。
- 一 大学に 2 年以上在学し、所定の単位を修得した者
- 二 法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における 14 年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者
- 四 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- 五 外国の短期大学を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)
- 六 法第 132 条の規定により専修学校の専門課程を修了した者
- 七 法第 58 条の 2 の規定により高等学校の専攻科の課程を修了した者
- 八 施行規則附則第 7 条の規定により大学の第 3 年次に編入学できる者
- 2 前項第 1 号の所定の単位については、当該学部において定める。
- 3 第 1 項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、当該学部において定める。
- 4 第 12 条及び第 14 条の規定は、第 1 項の規定により入学する場合に準用する。
(医学部医学科第 3 年次編入学)
- 第 15 条の 4 次の各号のいずれかに該当する者で、医学部医学科の第 3 年次に編入学を志願するものについては、医学部において選考の上、総長が入学を許可する。
- 一 修業年限 4 年以上の大学(医学部医学科を除く。)を卒業した者で、かつ、医学部が別に定める科目の単位を修得した者
- 二 法第 104 条第 4 項第 1 号の規定により学士の学位を授与された者で、かつ、医学部が別に定める科目の単位を修得した者

三 外国において、学校教育における16年の課程(医学を履修する課程を除き、日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者(学校教育における15年の課程を修了し、学士の学位に相当する学位を取得したと本学において認められた者を含む。)で、かつ、医学部が別に定める科目の単位を修得した者

2 前項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、医学部において定める。

3 第12条及び第14条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。

(医学部保健学科理学療法学専攻及び作業療法学専攻第2年次編入学)

第15条の5 次の各号のいずれかに該当する者で、医学部保健学科理学療法学専攻及び作業療法学専攻の第2年次に編入学を志願するものについては、医学部において選考の上、総長が入学を許可する。

一 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者

二 外国において、学校教育における14年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者

三 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

四 外国の短期大学を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(法第90条第1項に規定する者に限る。)

五 法第132条の規定により専修学校の専門課程を修了した者

六 法第58条の2の規定により高等学校の専攻科の課程を修了した者

七 施行規則附則第7条の規定により大学の第3年次に編入学できる者

2 前項第1号の所定の単位については、医学部において定める。

3 第1項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、医学部において定める。

4 第12条及び第14条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。

(工学部第2年次編入学)

第15条の6 外国において、学校教育における13年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、工学部の第2年次に編入学を志願するものについては、工学部において選考の上、総長が入学を許可する。

2 前項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、工学部において定める。

3 第12条及び第14条の規定は、第1項の規定により入学する場合に準用する。

(再入学、転入学及び編入学)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、収容定員に欠員のある場合には、学部において選考の上、総長が入学を許可することができる。

一 第29条の規定による本学の退学者で、再び同一の学部に入學を志願するもの

二 他の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者又は我が国において外国の大学若しくは短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（法第90条第1項に規定する者に限る。）で、当該大学の学長又は学部長の許可を得て、本学の同種の学部に、転学を志願するもの

三 大学を卒業した者、大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者又は施行規則附則第7条の規定により大学の第3年次に編入学できる者で、本学に入学を志願するもの

2 前項第2号及び第3号の所定の単位については、学部において定める。

3 高等専門学校を卒業した者で、学部に入學を志願するものは、学部において選考の上、総長が入学を許可することができる。

4 法第132条の規定により専修学校の専門課程を修了した者で、学部に入學を志願するものは、学部において選考の上、総長が入学を許可することができる。

5 法第58条の2の規定により高等学校の専攻科の課程を修了した者で、学部に入學を志願するものは、学部において選考の上、総長が入学を許可することができる。

6 第1項、第3項、第4項及び前項の規定により入学した者の修業年限、在学年限及び休学期間については、当該学部において定める。

7 第12条及び第14条の規定は、第1項、第3項、第4項及び第5項の規定により入学する場合に準用する。

（学部及び学科への所属）

第17条 入学を許可された者は、学部にも所属する。

2 学科への所属については、学部において定める。

（進級の取扱い）

第17条の2 学生が上位の年次に進級する場合における基準、同一の年次に在学できる年限等の取扱いについては、学部において定めることができる。

（転学部及び転学科）

第18条 転学部を志望する者があるときは、学部長は、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、転学部を許可することができる。

2 転学科を志望する者があるときは、学部長は、所属学部の教授会の議を経て、転学科を許可することができる。

第3章 教育課程、授業、留学等

（教育課程、授業、成績評価等）

第19条 教育課程は、次に掲げる科目区分により開講する授業科目をもって編成する。

一 専門系科目

イ 専門科目

ロ 関連専門科目

ハ 専門基礎科目

ニ 基礎科目

イ 全学基礎科目

1) 基礎セミナー

2) 言語文化

3) 健康・スポーツ科学

ロ 文系基礎科目

ハ 理系基礎科目

三 教養科目

イ 文系教養科目

ロ 理系教養科目

ハ 全学教養科目

ニ 開放科目

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用による多様な方法により実施するものとする。

3 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第2項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

5 学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。

6 学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

7 教育課程、授業、成績評価等に関することは、名古屋大学全学教育科目規程(以下「全学教育科目規程」という。)及び学部規程によるほか、別に定める。

(単位)

第20条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上、単位を与える。

2 各授業科目の単位数の計算の基準は、全学教育科目規程及び学部規程によるほか、別に定める。

3 前条第3項及び第4項の規定による方法で履修し修得した単位は、60単位を超えない範囲で卒業の要件として認定することができる。ただし、卒業の要件となる単位が124単位(医学部医学科にあっては、188単位)を超える学部にあつては、その超える単位数を60単位に加えて認定することができる。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第 21 条 新たに本学の第 1 年次に入学した者が入学前に、大学、外国の大学、短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、教育上有益と認める場合は、本学において修得したものとして認定することができる。

2 教育上有益と認める場合は、新たに本学の第 1 年次に入学した者が入学前に行った学修で、文部科学大臣が別に定めるもの及び第 23 条の 2 第 1 項に規定するものを本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により、修得したものとして認定し、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、合わせて 60 単位を超えない範囲とする。

4 第 15 条から第 16 条までの規定により編入学、再入学及び転入学した者の既修得単位については、教育上有益と認める場合は、その一部又は全部を本学において修得したものとして認定することができる。

5 第 15 条から第 16 条までの規定により編入学、再入学及び転入学した者が入学前に行った学修で、教育上有益と認める場合は、文部科学大臣が別に定めるもの及び第 23 条の 2 第 1 項に規定するものを本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

6 第 1 項及び第 4 項の既修得単位並びに第 2 項及び前項により与えることのできる単位の取扱いについては、学部等において定める。

(入学前に一定の単位を修得した者の修業年限の通算)

第 21 条の 2 本学の学生以外の者で、大学入学資格を有した後に本学において科目等履修生として一定の単位を修得し、本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるとき(授業科目の履修が体系的で、正規の学生と同様の教育効果を上げていると認められる場合に限る。)は、修得した単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案して本学の修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、本学の修業年限の 2 分の 1 を超えることができない。

2 前項ただし書による修業年限の通算については、学部において定める。

(他の学部の授業科目の履修)

第 22 条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合においては、所属学部長を経て、当該学部長の許可を得なければならない。

(他の大学の授業科目の履修等)

第 23 条 学生は、学部長の許可を得て、他の大学において授業科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の場合、学部長は、あらかじめ当該大学との間において必要な事項について協議するとともに、許可に当たっては、教授会の議を経るものとする。

3 第1項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、第21条第3項により修得したものとして認定し、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えない範囲で、本学において修得したものとして認定することができる。

4 前2項の規定は、外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(検定試験の成績の取扱い)

第23条の2 別に定める検定試験における学生の成績については、教育上有益と認める場合は、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、第21条第3項及び前条第3項により修得したものとして認定し、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項の取扱いについては、別に定める。

(留学)

第24条 学生は、学部長の許可を得て、休学することなく、外国の大学において授業科目を履修し、単位を修得することができる。

2 第23条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により学生が留学する場合に準用する。

(休学期間中の他の大学の修得単位の取扱い)

第24条の2 学生が休学期間中に他の大学(外国の大学を含む。)において修得した単位については、教育上有益と認める場合は、本学において修得したものとして認定することができる。

2 第23条第3項の規定は、前項の規定により本学において修得したものとして認定する場合に準用する。

(教職課程)

第25条 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する教育職員の免許状を受ける資格を得ようとする者のために、教職課程を置く。

2 教職課程については、別に定める。

第4章 休学及び復学

(休学)

第26条 学生は、傷病その他の事由により3月以上修学を中止しようとするときは、学部長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の規定により休学しようとする者は、休学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添え、これを提出しなければならない。

3 第1項の場合において、学部長は、教授会の議を経て、これを許可する。

4 傷病のため修学することが適当でない認められる学生に対しては、学部長は、教授会の議を経て、期間を定め、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 27 条 休学は、引き続き 1 年を超えることができない。ただし、特別の事由がある者には、更に引き続き休学を許可することができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。ただし、医学部医学科の休学期間は、通算して 6 年を超えることができない。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第 28 条 学生は、休学期間中にその事由が消滅したときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

2 第 26 条第 4 項の規定により休学を命ぜられた者が復学するときは、学校医の診断書を添え、学部長に願い出て、その許可を得なければならない。

第 5 章 退学及び転学

(退学)

第 29 条 学生が退学しようとするときは、事由を詳記した退学願を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

2 前項の場合において、学部長は、教授会の議を経て、これを許可する。

(転学)

第 30 条 学生が他の大学に転学しようとするときは、事由を詳記した転学願を学部長に提出し、その許可を得なければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により学生が転学する場合に準用する。

第 6 章 卒業及び学位の授与

(卒業)

第 31 条 本学に所定の期間在学し、かつ、学部の定める卒業の資格を得た者に対し、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科を除き、本学に 3 年以上在学した者で、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認めた学生に対し、当該学部の定めるところにより、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。

(学位の授与)

第 32 条 総長は、前条の規定により卒業を認定された者に学士の学位を授与する。

2 学位については、名古屋大学学位規程(平成 16 年度規程第 104 号)の定めるところによる。

第7章 除籍及び懲戒

(除籍)

第33条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、総長は、当該教授会の議を経て、除籍する。

- 一 所定の在学年限に達しても、卒業できないとき。
- 二 学部において定める所定の在学年限に達しても、進級できないとき。
- 三 傷病その他の事由により、成業の見込みがないと認められるとき。
- 四 死亡又は行方不明となったとき。
- 五 授業料納入の義務を怠り、督促を受けても、なお納入しないとき。
- 六 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は一部免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者が、所定の期日までに納入すべき入学料を納入しないとき。

(懲戒)

第34条 学生の懲戒については、総長が、その都度懲戒委員会を設けて処理する。

- 2 懲戒委員会の構成については、別に定める。
- 3 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

第8章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料の納入)

第35条 入学を志願する者は、入学願書を提出する際に検定料を納入しなければならない。

(入学料の納入)

第36条 入学する者は、所定の期日までに入学料を納入しなければならない。

2 前項により入学料を納入した者が本学学部への入学手続きを行った後、当該入学手続き期間内に当該学部への入学を辞退し、同一年度の入学に係る他の入学手続き期間内に本学の他の学部に入學手続きを行う場合は、改めて入学料の納入を要しない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第37条 入学する者が、特別な事情により入学料の納入が著しく困難であると認められるときは、入学料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項の徴収猶予については、経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀と認められる場合も行うことができる。

3 前2項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(授業料の納入)

第38条 各年度に係る授業料は、前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期に分けて、それぞれ年額の2分の1に相当する額を、前期にあつては4月、後期にあつては10月に納入しなければならない。ただし、後期に係る授業料については、当該年度の前期に係る授業料を納入するときに納入することができる。

2 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納入することができる。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第 39 条 学生が、特別の事情により学年の途中で卒業する場合は、授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額(以下「月割額」という。)に在学する月数を乗じて得た額を、当該学年の初めの月に納入しなければならない。ただし、卒業する月が後期の納入すべき時期(以下「後期の納期」という。)後であるときは、後期の納期後の在学期間に係る授業料は、後期の納期に納入しなければならない。

(転学、退学及び除籍の場合の授業料)

第 40 条 学生が、後期の納期前に転学、退学又は除籍の場合、納入すべき授業料の額は、授業料の年額の 2 分の 1 に相当する額とする。

(復学した場合の授業料)

第 41 条 学生が、前期又は後期の途中において復学した場合は、月割額に復学の日の属する月から次の納入すべき時期前までの月数を乗じて得た額を、復学の日の属する月に納入しなければならない。

(留学及び停学期間中の授業料)

第 42 条 学生は、留学又は停学期間中であっても、授業料を納入しなければならない。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第 43 条 経済的理由により授業料の納入が困難で、かつ、学業優秀と認められる者その他特別の事情があると認められる者に対しては、その期の授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に規定する授業料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(寄宿料の納入)

第 43 条の 2 第 68 条の寄宿舎に入居する者は、所定の期日までに寄宿料を納入しなければならない。

(寄宿料の免除)

第 43 条の 3 寄宿舎に入居する者が特別な事情により寄宿料の納入が著しく困難であると認められるときは、寄宿料を免除することができる。

2 前項に規定する寄宿料の免除の取扱いについては、別に定める。

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第 44 条 第 35 条の検定料、第 36 条の入学料、第 38 条の授業料及び第 43 条の 2 の寄宿料の額は、名古屋大学授業料等の料金に関する規程(平成 16 年度規程第 87 号。以下「料金規程」という。)に定める額とする。

(既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第 45 条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返納しない。ただし、次に掲げる検定料及び授業料については、この限りでない。

- 一 第13条に規定する入学試験を2段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第1段階目の選抜に合格しなかった者が納入した第2段階目の選抜に係る検定料
- 二 前期に係る授業料を納入するときに、当該年度の後期に係る授業料を納入した者が、後期の納期前に休学又は退学した場合における納入した後期に係る授業料
- 三 第38条第2項の規定により納入した授業料

第9章 特別聴講学生，科目等履修生，聴講生及び研究生

第1節 特別聴講学生

(特別聴講学生)

第46条 他の大学又は外国の大学の学生で、本学において授業科目を履修し、単位を修得しようとするものがあるときは、学部等の長は、当該大学との協議により、教授会等の議を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第47条 特別聴講学生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(授業料等)

第48条 特別聴講学生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。ただし、国立大学の学生並びに本学と外国の大学との大学間交流協定に基づく外国人留学生で総長が授業料等を不徴収とした者（以下「協定留学生」という。）及び大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生で総長が授業料を不徴収とした者については、授業料の納入を要しない。

2 前項に規定する授業料等の不徴収の取扱いについては、別に定める。

3 第1項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

4 特別聴講学生として入学しようとする者は、検定料及び入学料の納入を要しない。

(除籍)

第48条の2 特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部等の長は、教授会等の議を経て、除籍することができる。

一 本学の特別聴講学生として適当でない認められるとき。

二 傷病その他の事由により特別聴講学生として成業の見込みがない認められるとき。

三 死亡又は行方不明となったとき。

四 授業料納入の義務を怠り、督促を受けても、なお納入しないとき。

(その他)

第49条 本節に規定するもののほか、特別聴講学生に関することは、学部等において定める。

第2節 科目等履修生

(科目等履修生)

第 50 条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとするものがある場合、学部等において適当と認めるときは、科目等履修生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第 50 条の 2 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学出願手続)

第 50 条の 3 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に履修しようとする授業科目及び期間を記載し、履歴書及び検定料を添え、所定の期日までに当該学部等の長に提出しなければならない。

(入学料)

第 50 条の 4 科目等履修生として入学する者は、所定の期日までに入学料を納入しなければならない。

2 前項の入学料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(授業料)

第 50 条の 5 科目等履修生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。

2 前項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(除籍)

第 50 条の 6 科目等履修生の除籍については、第 48 条の 2 の規定を準用する。この場合において、同条中「特別聴講学生」とあるのは「科目等履修生」と読み替えるものとする。

(検定料等の不徴収)

第 50 条の 7 本学が高等学校若しくは専修学校又は国、地方公共団体その他の団体との間で締結する協定に基づき受け入れる科目等履修生に係る検定料、入学料及び授業料については、第 50 条の 3、第 50 条の 4 第 1 項及び前条第 1 項の規定にかかわらず、当該協定の定めるところにより、それぞれその一部又は全部を徴収しないことができる。

(その他)

第 50 条の 8 本節に規定するもののほか、科目等履修生に関することは、学部等において定める。

第 3 節 聴講生

(聴講生)

第 51 条 学部における授業科目中 1 科目又は数科目を選んで聴講しようとする者がある場合、学部において適当と認めるときは、聴講生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第 52 条 聴講生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学出願手続)

第 53 条 聴講生として入学を志願する者は、願書に聴講を希望する授業科目及び期間を記載し、履歴書及び検定料を添え、所定の期日までに当該学部長に提出しなければならない。ただし、協定留学生については、検定料の納入を要しない。

(入学料)

第 54 条 聴講生として入学する者は、所定の期日までに入学料を納入しなければならない。ただし、協定留学生については、入学料の納入を要しない。

2 前項の入学料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(授業料)

第 55 条 聴講生は、聴講しようとする授業科目の単位数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。ただし、協定留学生については、授業料の納入を要しない。

2 前項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(除籍)

第 55 条の 2 聴講生の除籍については、第 48 条の 2 の規定を準用する。この場合において、同条中「特別聴講学生」とあるのは「聴講生」と読み替えるものとする。

(単位の取扱い)

第 56 条 聴講生に対しては、特に定めるもののほか、単位の認定を行わない。

(その他)

第 57 条 本節に規定するもののほか、聴講生に関することは、学部において定める。

第 4 節 研究生

(研究生)

第 58 条 本学において特別の事項について研究しようとする者がある場合、学部等において適当と認めるときは、研究生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第 59 条 研究生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学出願手続)

第 60 条 研究生として入学を志願する者は、願書に研究事項及び期間を記載し、履歴書及び検定料を添え、所定の期日までに当該学部等の長に提出しなければならない。ただし、協定留学生については、検定料の納入を要しない。

(入学料)

第 61 条 研究生として入学する者は、所定の期日までに入学料を納入しなければならない。ただし、協定留学生については、入学料の納入を要しない。

2 前項の入学料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(授業料)

第 62 条 研究生は、前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期の区分ごとに、それぞれの期における在学予定期間に相当する授業料の額を当該期間における当初の月に納入しなければならない。ただし、協定留学生については、授業料の納入を要しない。

2 前項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(除籍)

第 62 条の 2 研究生の除籍については、第 48 条の 2 の規定を準用する。この場合において、同条中「特別聴講学生」とあるのは「研究生」と読み替えるものとする。

(研究費)

第 63 条 研究に要する費用は、特に定めるもののほか、研究生の負担とする。

(その他)

第 64 条 本節に規定するもののほか、研究生に関することは、学部等において定める。ただし、研究生の定員、入学資格、選考方法等を定めるに際しては、教育研究評議会の議を経るものとする。

第 5 節 検定料、入学料及び授業料の額

第 65 条 第 53 条及び第 60 条の検定料、第 54 条第 1 項及び第 61 条第 1 項の入学料並びに第 48 条第 1 項、第 55 条第 1 項及び第 62 条第 1 項の授業料の額は、それぞれ料金規程に定める額とする。

第 10 章 外国人留学生

第 66 条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生の入学許可については、第 14 条に規定する保証書の提出を要しない。

3 外国人留学生は、学生定員の枠外とすることができる。

4 前 3 項に規定するもののほか、外国人留学生の入学その他に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 公開講座

第 67 条 社会人の教養を高め、地域社会の教育文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座の実施その他に関し必要な事項は、別に定める。

第 12 章 寄宿舍

第 68 条 本学に学生の寄宿舍を設ける。

2 寄宿舍においては、高邁な自治精神に基づいて、規律ある協同生活の下に、人格の陶冶に留意すべきものとする。

3 寄宿舍の運営その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この通則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 15 年度以前に入学した者については、この通則の施行前の名古屋大学通則を適用する。

2 学部の収容定員の合計は、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成 16 年度 8,855 人 平成 17 年度 8,810 人 平成 18 年度 8,775 人

3 法学部法律・政治学科の収容定員は、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成 16 年度 705 人 平成 17 年度 670 人 平成 18 年度 645 人

4 情報文化学部の収容定員（第 3 年次編入学定員を除く。）は、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

自然情報学科 平成 16 年度 154 人 平成 17 年度 151 人

社会システム情報学科 平成 16 年度 156 人 平成 17 年度 154 人

情報文化学部計 平成 16 年度 310 人 平成 17 年度 305 人

5 工学部電気電子・工学科及び工学部計の収容定員は、別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

電気電子・情報工学科 平成 16 年度 690 人 平成 17 年度 685 人

工学部計 平成 16 年度 2,970 人 平成 17 年度 2,965 人

附 則(平成 17 年 2 月 21 日通則第 3 号)

この通則は、平成 17 年 2 月 21 日から施行し、改正後の第 48 条の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の第 11 条の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 22 日通則第 5 号)

この通則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 25 日通則第 1 号)

この通則は、平成 17 年 4 月 25 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 10 月 24 日通則第 3 号)

この通則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成17年11月21日通則第5号)

この通則は、平成17年11月21日から施行する。ただし、改正後の第15条第1項第6号、第15条の2第1項及び第15条の3第1項(第2号を除く。)の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月13日通則第7号)

- 1 この通則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 農学部資源生物環境学科及び応用生物科学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 農学部の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

生物環境科学科	平成18年度	35人	平成19年度	70人	平成20年度	105人
資源生物科学科	平成18年度	55人	平成19年度	110人	平成20年度	165人
応用生命科学科	平成18年度	80人	平成19年度	160人	平成20年度	240人

附 則(平成18年7月10日通則第1号)

この通則は、平成18年7月10日から施行する。

附 則(平成19年2月26日通則第1号)

- 1 この通則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 学部の収容定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成19年度	8,746人	平成20年度	8,742人
--------	--------	--------	--------
- 3 医学部の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成19年度	1,446人	平成20年度	1,442人
--------	--------	--------	--------
- 4 医学部保健学科理学療法学専攻及び作業療法学専攻のそれぞれの収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成19年度	88人	平成20年度	86人
--------	-----	--------	-----

附 則(平成19年3月22日通則第4号)

この通則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月25日通則第1号)

この通則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成20年3月10日通則第2号)

この通則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日通則第1号)

1 この通則は、平成21年4月1日から施行する。

2 学部の入学定員の合計及び収容定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。(入学定員の合計及び収容定員の合計は、平成21年度から平成29年度までにおいて「緊急医師確保対策」により臨時増員される医学部医学科の入学定員3名並びに平成22年度から平成31年度までにおいて地域の医師確保のため及び研究医養成のために臨時増員される医学部医学科の入学定員4名を含む数とする。次項及び第4項において同じ。)

年 度	入学定員	収容定員
平成21年度	(55)2,103 [20] <6>	8,756
平成22年度	(55)2,107 [20] <6>	8,768
平成23年度	(55)2,107 [20] <6>	8,780
平成24年度	(55)2,107 [20] <6>	8,792
平成25年度	(55)2,107 [20] <6>	8,804
平成26年度	(55)2,107 [20] <6>	8,816
平成27年度	(55)2,107 [20] <6>	8,820
平成28年度	(55)2,107 [20] <6>	8,820
平成29年度	(55)2,107 [20] <6>	8,820
平成30年度	(55)2,104 [20] <6>	8,817
平成31年度	(55)2,104	8,814

	[20] <6>	
平成 32 年度	(55)2,100 [20] <6>	8,807
平成 33 年度	(55)2,100 [20] <6>	8,800
平成 34 年度	(55)2,100 [20] <6>	8,793
平成 35 年度	(55)2,100 [20] <6>	8,786
平成 36 年度	(55)2,100 [20] <6>	8,782

備考

- 1 入学定員欄の（ ）内の数は、第3年次編入学定員で外数である。
 - 2 入学定員欄及び収容定員欄の[]内の数は、学部共通の第3年次編入学定員で外数である。
 - 3 入学定員欄の< >内の数は、第2年次編入学定員で外数である。
- 3 医学部の入学定員及び収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
平成 21 年度	(25)303 <6>	1,456
平成 22 年度	(25)307 <6>	1,468
平成 23 年度	(25)307 <6>	1,480
平成 24 年度	(25)307 <6>	1,492
平成 25 年度	(25)307 <6>	1,504
平成 26 年度	(25)307 <6>	1,516
平成 27 年度	(25)307 <6>	1,520
平成 28 年度	(25)307 <6>	1,520
平成 29 年度	(25)307 <6>	1,520

平成 30 年度	(25)304 <6>	1,517
平成 31 年度	(25)304 <6>	1,514
平成 32 年度	(25)300 <6>	1,507
平成 33 年度	(25)300 <6>	1,500
平成 34 年度	(25)300 <6>	1,493
平成 35 年度	(25)300 <6>	1,486
平成 36 年度	(25)300 <6>	1,482

備考

- 1 入学定員欄の（ ）内の数は，第 3 年次編入学定員で外数である。
- 2 入学定員欄の< >内の数は，第 2 年次編入学定員で外数である。
- 4 医学部医学科の入学定員及び収容定員は，改正後の別表の規定にかかわらず，次の表に掲げるとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
平成 21 年度	(5)103	598
平成 22 年度	(5)107	610
平成 23 年度	(5)107	622
平成 24 年度	(5)107	634
平成 25 年度	(5)107	646
平成 26 年度	(5)107	658
平成 27 年度	(5)107	662
平成 28 年度	(5)107	662
平成 29 年度	(5)107	662
平成 30 年度	(5)104	659
平成 31 年度	(5)104	656
平成 32 年度	(5)100	649
平成 33 年度	(5)100	642
平成 34 年度	(5)100	635
平成 35 年度	(5)100	628
平成 36 年度	(5)100	624

備考

入学定員欄の（ ）内の数は，第 3 年次編入学定員で外数である。

附 則(平成 21 年 5 月 25 日通則第 1 号)

この通則は、平成 21 年 5 月 25 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 3 月 2 日通則第 2 号)

この通則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 1 日通則第 1 号)

この通則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日通則第 2 号)

1 この通則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 工学部社会環境工学科は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 24 年 10 月 16 日通則第 1 号)

この通則は、平成 24 年 10 月 16 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 12 月 16 日通則第 1 号)

この通則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 3 日規程第 63 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 19 日通則第 1 号)

この通則は、平成 28 年 4 月 19 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この通則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 28 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

2 情報文化学部及びこの通則による改正前の工学部の学科は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に当該学部及び学科に在籍する者が当該学部及び学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 情報学部（第 3 年次編入学定員を除く。）の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

自然情報学科 平成 29 年度 38 人 平成 30 年度 76 人 平成 31 年度 114 人

人間・社会情報学科 平成 29 年度 38 人 平成 30 年度 76 人 平成 31 年度 114 人

コンピュータ科学科 平成 29 年度 59 人 平成 30 年度 118 人 平成 31 年度 177 人

情報学部計 平成 29 年度 135 人 平成 30 年度 270 人 平成 31 年度 405 人

4 工学部の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

化学生命工学科 平成29年度 99人 平成30年度 198人 平成31年度 297人

物理工学科 平成29年度 83人 平成30年度 166人 平成31年度 249人

マテリアル工学科 平成29年度 110人 平成30年度 220人 平成31年度 330人

電気電子情報工学科 平成29年度 118人 平成30年度 236人 平成31年度 354人

機械・航空宇宙工学科 平成29年度 150人 平成30年度 300人 平成31年度 450人

エネルギー理工学科 平成29年度 40人 平成30年度 80人 平成31年度 120人

環境土木・建築学科 平成29年度 80人 平成30年度 160人 平成31年度 240人

工学部計 平成29年度 2,900人 平成30年度 2,840人 平成31年度 2,780人

別表（第4条関係）

学部	学科等	入学定員	収容定員	
文学部	人文学科	(10)125	520	
教育学部	人間発達科学科	(10)65	280	
法学部	法律・政治学科	(10)150	620	
経済学部	経済学科	140	560	
	経営学科	65	260	
	計	[10]205	[20]820	
情報学部	自然情報学科	38	152	
	人間・社会情報学科	38	152	
	コンピュータ科学科	59	236	
	計	[10]135	[20]540	
理学部	数理学科	55	220	
	物理学科	90	360	
	化学科	50	200	
	生命理学科	50	200	
	地球惑星科学科	25	100	
	計	270	1,080	
医学部	医学科	(5)100	620	
	保健学科	看護学専攻	(10)80	340
		放射線技術科学専攻	(5)40	170
		検査技術科学専攻	(5)40	170
		理学療法学専攻	<3>20	89
		作業療法学専攻	<3>20	89
	計	(25)300 <6>	1,478	
工学部	化学生命工学科	99	396	
	物理工学科	83	332	

	マテリアル工学科	110	440
	電気電子情報工学科	118	472
	機械・航空宇宙工学科	150	600
	エネルギー理工学科	40	160
	環境土木・建築学科	80	320
	計	680	2,720
農学部	生物環境科学科	35	140
	資源生物科学科	55	220
	応用生命科学科	80	320
	計	170	680
合計	(55)2,100 [20] <6>	8,778	

備考

- 1 入学定員欄の()内の数は、第3年次編入学定員で外数である。
- 2 入学定員欄及び収容定員欄の[]内の数は、学部共通の第3年次編入学定員で外数である。
- 3 入学定員欄の< >内の数は、第2年次編入学定員で外数である。

参考 名古屋大学授業料等の料金に関する規程第2条第1項に規定する額

区分	検定料	入学料	授業料
学部学生	第2次の学力検査等 17,000円	282,000円	年額 535,800円
大学院学生	30,000円	282,000円	年額 535,800円
法科大学院	30,000円	282,000円	年額 804,000円
聴講生	9,800円	28,200円	1単位に相当する授業について 14,800円
特別聴講学生	—	—	1単位に相当する授業について 14,800円
研究生	9,800円	84,600円	月額 29,700円
大学院特別聴講学生	—	—	1単位に相当する授業について 14,800円
大学院研究生	9,800円	84,600円	月額 29,700円
特別研究学生	—	—	月額 29,700円
科目等履修生	9,800円	28,200円	1単位に相当する授業について 14,800円

名古屋大学通則の一部を改正する通則（案）新旧対照

現 行 条 文	改 正 (案) 条 文
(省略)	(省略)
(目的)	(同左)
第1条 本学は、教育基本法 の精神にのっとり 、学術文化 の中心として 広く知識を受け、専門学芸の各分野にわたり、深く、かつ総合的に研究するとともに、完全なる人格の育成と文化の創造を期し、民主的、文化的な国家及び社会の形成を通じて、世界の平和と人類の福祉に寄与することを目的とする。	第1条 (同左)
(学部及び学科)	(同左)
第2条 学部及び学科は、次のとおりとする。	第2条 (同左)
(省略)	(省略)
<u>情報文化学部</u> <u>自然情報学科</u> 、 <u>社会システム情報学科</u>	<u>情報学部</u> <u>自然情報学科</u> 、 <u>人間・社会情報学科</u> 、 <u>コンピュータ科学科</u>
(省略)	(省略)
工学部 <u>化学・生物工学科</u> 、 <u>物理工学科</u> 、 <u>電気電子・情報工学科</u> 、 <u>機械・航空工学科</u> 、 <u>環境土木・建築学科</u>	工学部 <u>化学生命工学科</u> 、 <u>物理工学科</u> 、 <u>マテリアル工学科</u> 、 <u>電気電子情報工学科</u> 、 <u>機械・航空宇宙工学科</u> 、 <u>エネルギー理工学科</u> 、 <u>環境土木・建築学科</u>
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)
(学期)	(同左)
第8条 学年を分けて、次の2学期とする。	第8条 (同左)
<u>第1学期</u> 4月1日から9月30日まで	<u>春学期</u> 4月1日から9月30日まで
<u>第2学期</u> 10月1日から翌年3月31日まで	<u>秋学期</u> 10月1日から翌年3月31日まで
(休業日)	(同左)
第9条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。	第9条 (同左)
日曜日	
土曜日	
国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日	
春季休業 4月1日から4月4日まで	
夏季休業 8月8日から9月30日まで	
冬季休業 12月28日から翌年1月7日まで	
2 臨時の休業日は、総長がその都度定める。	2 (同左) 3 <u>第1項の規定にかかわらず、教育上必要があると認められる場合には、第1項に規定する休業日に授業を行うことができる。</u>
(省略)	(省略)

(文学部, 法学部, 情報文化学部並びに医学部保健学科看護学専攻, 放射線技術科学専攻及び検査技術科学専攻第3年次編入学)

第15条の3 次の各号のいずれかに該当する者で、文学部, 法学部, 情報文化学部並びに医学部保健学科看護学専攻, 放射線技術科学専攻及び検査技術科学専攻の第3年次に編入学を志願するものについては、当該学部において選考の上、総長が入学を許可する。

一～八 (省略)

2～4 (省略)

(省略)

別表 (第4条関係)

学部	学科等	入学定員	収容定員
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
情報文化学部	自然情報学科	37	148
	社会システム情報学科	38	152
	計	[10]75	[20]300
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
工学部	化学・生物工学科	150	600
	物理工学科	190	760
	電気電子・情報工学科	170	680
	機械・航空工学科	160	640
	環境土木・建築学科	70	280
	計	740	2,960
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
合計		(55)2,100 [20] <6>	8,778

(省略)

(文学部, 法学部, 情報学部並びに医学部保健学科看護学専攻, 放射線技術科学専攻及び検査技術科学専攻第3年次編入学)

第15条の3 次の各号のいずれかに該当する者で、文学部, 法学部, 情報学部並びに医学部保健学科看護学専攻, 放射線技術科学専攻及び検査技術科学専攻の第3年次に編入学を志願するものについては、当該学部において選考の上、総長が入学を許可する。

一～八 (省略)

2～4 (省略)

(省略)

別表 (同左)

(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
削る。	削る。	削る。	削る。
	削る。	削る。	削る。
	削る。	削る。	削る。
情報学部	自然情報学科	38	152
	人間・社会情報学科	38	152
	コンピュータ学科	59	236
	計	[10]135	[20]540
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
(同左)	削る。	削る。	削る。
	削る。	削る。	削る。
	削る。	削る。	削る。
	削る。	削る。	削る。
	削る。	削る。	削る。
	化学生命工学科	99	396
	物理工学科	83	332
	マテリアル工学科	110	440
	電気電子情報工学科	118	472
	機械・航空宇宙工学科	150	600
	エネルギー理工学科	40	160
	環境土木・建築学科	80	320
	(同左)	680	2,720
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
(同左)	(同左)	(同左)	(同左)

(省略)

附 則

- 1 この通則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 28 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 2 情報文化学部及びこの通則による改正前の工学部の学科は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日に当該学部及び学科に在籍する者が当該学部及び学科に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 情報学部（第 3 年次編入学定員を除く。）の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

自然情報学科	平成 29 年度	38 人	平成 30 年度	76 人	平成 31 年度	114 人
人間・社会情報学科	平成 29 年度	38 人	平成 30 年度	76 人	平成 31 年度	114 人
コンピュータ科学科	平成 29 年度	59 人	平成 30 年度	118 人	平成 31 年度	177 人
情報学部計	平成 29 年度	135 人	平成 30 年度	270 人	平成 31 年度	405 人

- 4 工学部の収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- | | | | | | | |
|------------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|
| 化学生命工学科 | 平成 29 年度 | 99 人 | 平成 30 年度 | 198 人 | 平成 31 年度 | 297 人 |
| 物理工学科 | 平成 29 年度 | 83 人 | 平成 30 年度 | 166 人 | 平成 31 年度 | 249 人 |
| マテリアル工学科 | 平成 29 年度 | 110 人 | 平成 30 年度 | 220 人 | 平成 31 年度 | 330 人 |
| 電気電子情報工学科 | 平成 29 年度 | 118 人 | 平成 30 年度 | 236 人 | 平成 31 年度 | 354 人 |
| 機械・航空宇宙工学科 | 平成 29 年度 | 150 人 | 平成 30 年度 | 300 人 | 平成 31 年度 | 450 人 |
| エネルギー理工学科 | 平成 29 年度 | 40 人 | 平成 30 年度 | 80 人 | 平成 31 年度 | 120 人 |
| 環境土木・建築学科 | 平成 29 年度 | 80 人 | 平成 30 年度 | 160 人 | 平成 31 年度 | 240 人 |
| 工学部計 | 平成 29 年度 | 2,900 人 | 平成 30 年度 | 2,840 人 | 平成 31 年度 | 2,780 人 |

○名古屋大学教育研究組織規程

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 1 号)

改正

平成 16 年 4 月 26 日規程第 258 号 平成 16 年 9 月 27 日規程第 294 号 平成 17 年 2 月 21 日規程第 315 号
平成 17 年 3 月 22 日規程第 383 号 平成 17 年 7 月 25 日規程第 17 号 平成 18 年 3 月 22 日規程第 103 号
平成 18 年 7 月 10 日規程第 16 号 平成 19 年 1 月 16 日規程第 57 号 平成 19 年 3 月 28 日規程第 107 号
平成 19 年 6 月 18 日規程第 23 号 平成 20 年 3 月 31 日規程第 117 号 平成 20 年 9 月 8 日規程第 18 号
平成 21 年 2 月 2 日規程第 35 号 平成 21 年 3 月 30 日規程第 92 号 平成 21 年 9 月 18 日規程第 18 号
平成 22 年 3 月 16 日規程第 74 号 平成 23 年 3 月 30 日規程第 90 号 平成 23 年 6 月 29 日規程第 18 号
平成 23 年 12 月 7 日規程第 50 号 平成 24 年 3 月 29 日規程第 105 号 平成 25 年 3 月 19 日規程第 77 号
平成 25 年 8 月 8 日規程第 25 号 平成 25 年 9 月 17 日規程第 42 号 平成 25 年 11 月 27 日規程第 59 号
平成 25 年 12 月 27 日規程第 67 号 平成 26 年 3 月 18 日規程第 99 号 平成 26 年 7 月 30 日規程第 17 号
平成 27 年 3 月 31 日規程第 108 号 平成 27 年 5 月 7 日規程第 6 号 平成 27 年 6 月 22 日規程第 15 号
平成 27 年 9 月 30 日規程第 68 号 平成 28 年 3 月 15 日規程第 150 号 平成 28 年 3 月 31 日規程第 157 号
平成 28 年 月 日規程第 号 平成 29 年 月 日規程第 号

(趣旨)

第 1 条 名古屋大学(以下「本学」という。)の教育研究組織に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(学部及び学科)

第 2 条 本学に置く学部及びその学部に置く学科は、別表第 1 のとおりとする。

- 2 学部に学部長を置き、本学の専任教授をもって充てる。
- 3 学部長を補佐するため、副学部長を置くことができる。
- 4 学科に、学科長を置く。

(研究科及び専攻)

第 3 条 本学の大学院に置く研究科及びその研究科に置く専攻は、別表第 2 のとおりとする。

- 2 研究科に研究科長を置き、本学の専任教授をもって充てる。
- 3 研究科長を補佐するため、副研究科長を置くことができる。
- 4 専攻に、専攻長を置く。

5 各研究科は、別表第3のとおり学部の教育の実施に協力するものとする。
(教養教育院)

第4条 本学に、全学教育を実施する組織として、教養教育院を置く。

2 教養教育院に院長を置き、本学の理事又は専任教授をもって充てる。

3 院長を補佐するため、副院長を置くことができる。

4 教養教育院に教養教育推進室を置き、室長は院長をもって充てる。

(アジアサテライトキャンパス学院)

第4条の2 本学に、「アジア諸国の国家中枢人材養成プログラム」の実施を統括するとともに、名古屋大学の教育研究活動に貢献する組織として、アジアサテライトキャンパス学院を置く。

2 アジアサテライトキャンパス学院に学院長を置き、総長が指名した者をもって充てる。

(高等研究院)

第5条 本学に、研究に専念する組織として、高等研究院を置く。

2 高等研究院に院長を置き、本学の理事又は専任教授をもって充てる。

3 院長を補佐するため、副院長を置くことができる。

第5条の2 本学に、高等研究院に関連する、研究に専念する組織として、トランスフォーマティブ生命分子研究所(以下「研究所」という。)を置く。

2 研究所に所長を置き、本学の大学教員をもって充てる。

3 所長を補佐するため、副所長を置くことができる。

(附置研究所)

第6条 本学に、附置研究所として環境医学研究所、未来材料・システム研究所及び宇宙地球環境研究所を置く。

2 前項の附置研究所のうち未来材料・システム研究所及び宇宙地球環境研究所は、共同利用・共同研究拠点に供するものとする。

3 附置研究所に所長を置き、本学の専任教授をもって充てる。

4 所長を補佐するため、副所長を置くことができる。

(附属図書館)

第7条 本学に、附属図書館を置く。

2 前項の附属図書館に館長を置き、本学の専任教授をもって充てる。

3 附属図書館に医学部分館を置き、分館長は本学の専任教授をもって充てる。

4 附属図書館に研究開発室を置き、室長は館長をもって充てる。

(医学部附属病院)

第8条 医学部に、附属病院を置く。

2 附属病院に、病院長を置く。

3 病院長を補佐するため、副病院長を置く。

(附属施設等)

第9条 教育学部に、附属の中学校及び高等学校(以下「附属学校」という。)を置く。

2 附属学校に校長を置き、教育学部の教授をもって充てる。

3 本学の研究科及び附置研究所に、別表第4のとおり附属の教育施設又は研究施設を置く。

- 4 前項の研究科及び附置研究所に附属の教育施設又は研究施設のうち理学研究科附属臨海実験所は、教育関係共同利用拠点に供するものとする。
- 5 第3項の施設に施設の長を置き、当該研究科又は附置研究所の大学教員をもって充てる。
- 6 本学の研究科、附置研究所その他の教育研究組織に産学協同研究センターを設けることができる。

(学内共同教育研究施設等)

第10条 本学に、本学の教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次の施設を置く。

- 一 アイソトープ総合センター
- 二 遺伝子実験施設
- 三 物質科学国際研究センター
- 四 高等教育研究センター
- 五 農学国際教育協力研究センター
- 六 博物館
- 七 心の発達支援研究実践センター
- 八 法政国際教育協力研究センター
- 九 生物機能開発利用研究センター
- 十 シンクロトロン光研究センター
- 十一 基礎理論研究センター
- 十二 現象解析研究センター
- 十三 減災連携研究センター
- 十四 細胞生理学研究センター
- 十五 脳とこころの研究センター
- 十六 ナショナルコンポジットセンター
- 十七 予防早期医療創成センター

2 本学に、教育研究又は管理運営を全学共通に支援する施設として、学生相談総合センターを置く。

3 第1項及び前項の施設に、施設の長を置き、本学の専任教授をもって充てる。ただし、学生相談総合センターにあっては、名古屋大学の部局の長に関する規程（平成26年度規程第62号）第4条第2項の規定にかかわらず、本学の理事若しくは副総長又は専任教授をもって充てる。

(情報基盤センター)

第11条 本学に、研究、教育等に係る情報化の基盤となる設備等の整備及び提供その他必要な専門的業務を行う共同利用・共同研究拠点として、情報基盤センターを置く。

2 前項のセンターにセンター長を置き、本学の専任教授をもって充てる。

(総合保健体育科学センター)

第12条 本学に、保健及び体育に関する教育研究並びに保健管理及び体育指導に関する専門的業務を行う施設として、総合保健体育科学センターを置く。

2 前項のセンターにセンター長を置き、本学の専任教授をもって充てる。

(未来社会創造機構)

第13条 本学に、未来社会の創造につながるイノベーション創出を担う機構として、未来社会創造機構を置く。

2 前項の機構に機構長を置き、総長が指名した者をもって充てる。

3 第1項の機構にモビリティ領域及び社会イノベーションデザイン学センターを置く。

(素粒子宇宙起源研究機構)

第14条 本学に、素粒子の起源を明らかにし、現代物理学の最先端を担う機構として、素粒子宇宙起源研究機構を置く。

2 前項の機構は、基礎理論研究センター及び現象解析研究センターをもって構成する。

3 第1項の機構に機構長を置き、総長が指名した者をもって充てる。

(雑則)

第15条 第2条から前条までに規定する教育研究組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 大学院人間情報学研究科は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成16年4月26日規程第258号)

この規程は、平成16年5月1日から施行する。

附 則(平成16年9月27日規程第294号)

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成17年2月21日規程第315号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月22日規程第383号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月25日規程第17号)

この規程は、平成17年7月25日から施行する。

附 則(平成18年3月22日規程第103号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年7月10日規程第16号)

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年1月16日規程第57号)

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日規程第107号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月18日規程第23号)

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規程第117号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 8 日規程第 18 号)

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 2 月 2 日規程第 35 号)

この規程は、平成 21 年 2 月 2 日から施行し、平成 21 年 2 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年 3 月 30 日規程第 92 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 18 日規程第 18 号)

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 16 日規程第 74 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日規程第 90 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 29 日規程第 18 号)

この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 7 日規程第 50 号)

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 29 日規程第 105 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 19 日規程第 77 号)

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 医学系研究科分子総合医学専攻、細胞情報医学専攻、機能構築医学専攻及び健康社会医学専攻は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日にこれらの専攻に在学する者がこれらの専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則(平成 25 年 8 月 8 日規程第 25 号)

この規程は、平成 25 年 8 月 8 日から施行し、平成 25 年 8 月 2 日から適用する。

附 則(平成 25 年 9 月 17 日規程第 42 号)

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 11 月 27 日規程第 59 号)

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 12 月 27 日規程第 67 号)

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 18 日規程第 99 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 7 月 30 日規程第 17 号)

この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規程第 108 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 5 月 7 日規程第 6 号)

この規程は、平成 27 年 5 月 7 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 27 年 6 月 22 日規程第 15 号)

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 30 日規程第 68 号)

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 15 日規程第 150 号)

この規程は、平成 28 年 3 月 15 日から施行し、平成 28 年 3 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規程第 157 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 月 日規程第 号)

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 年 月 日規程第 号)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 情報文化学部並びに工学部化学・生物工学科，物理工学科，電気電子・情報工学科，機械・航空工学科及び環境土木・建築学科は，第 2 条第 1 項の規定にかかわらず，平成 29 年 3 月 31 日に当該学部又は学科に在学する者が当該学部又は学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 3 文学研究科，工学研究科化学・生物工学専攻，マテリアル理工学専攻，電子情報システム専攻，機械理工学専攻，航空宇宙工学専攻，社会基盤工学専攻，結晶材料工学専攻，エネルギー理工学専攻，量子工学専攻，マイクロ・ナノシステム工学専攻，物質制御工学専攻及び計算理工学専攻，国際開発研究科国際コミュニケーション専攻，国際言語文化研究科並びに情報科学研究科は，第 3 条第 1 項の規定にかかわらず，平成 29 年 3 月 31 日に当該研究科又は専攻に在学する者が当該研究科又は専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

別表第 1(第 2 条第 1 項関係)

学部	学科
文学部	人文学科
教育学部	人間発達科学科
法学部	法律・政治学科
経済学部	経済学科，経営学科
情報学部	自然情報学科，人間・社会情報学科，コンピュータ科学科
理学部	数理学科，物理学科，化学科，生命理学科，地球惑星科学科
医学部	医学科，保健学科
工学部	化学生命工学科，物理工学科，マテリアル工学科，電気電子情報工学科，機械・航空宇宙工学科，エネルギー理工学科，環境土木・建築学科
農学部	生物環境科学科，資源生物科学科，応用生命科学科

別表第2(第3条第1項関係)

研究科	専攻
人文学研究科	人文学専攻
教育発達科学研究科	教育科学専攻, 心理発達科学専攻
法学研究科	総合法政専攻, 実務法曹養成専攻
経済学研究科	社会経済システム専攻, 産業経営システム専攻
情報学研究科	数理情報学専攻, 複雑系科学専攻, 社会情報学専攻, 心理・認知科学専攻, 情報システム学専攻, 知能システム学専攻
理学研究科	素粒子宇宙物理学専攻, 物質理学専攻, 生命理学専攻, 名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻
医学系研究科	医科学専攻, 総合医学専攻, 名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻, 看護学専攻, 医療技術学専攻, リハビリテーション療法学専攻
工学研究科	有機・高分子化学専攻, 応用物質化学専攻, 生命分子工学専攻, 応用物理学専攻, 物質科学専攻, 材料デザイン工学専攻, 物質プロセス工学専攻, 化学システム工学専攻, 電気工学専攻, 電子工学専攻, 情報・通信工学専攻, 機械システム工学専攻, マイクロ・ナノ機械理工学専攻, 航空宇宙工学専攻, エネルギー理工学専攻, 総合エネルギー工学専攻, 土木工学専攻
生命農学研究科	生物圏資源学専攻, 生物機構・機能科学専攻, 応用分子生命科学専攻, 生命技術科学専攻
国際開発研究科	国際開発専攻, 国際協力専攻
多元数理科学研究科	多元数理科学専攻
環境学研究科	地球環境科学専攻, 都市環境学専攻, 社会環境学専攻
創薬科学研究科	基盤創薬学専攻

別表第3(第3条第5項関係)

学部	協力研究科
文学部	人文学研究科, 情報学研究科, 環境学研究科
教育学部	教育発達科学研究科
法学部	法学研究科
経済学部	経済学研究科
情報学部	情報学研究科, 環境学研究科
理学部	理学研究科, 多元数理科学研究科, 環境学研究科, 創薬科学研究科
医学部	医学系研究科
工学部	情報学研究科, 工学研究科, 多元数理科学研究科, 環境学研究科, 創薬科学研究科
農学部	生命農学研究科, 創薬科学研究科

別表第4(第9条第3項関係)

研究科及び附属研究所	附属の教育施設及び研究施設
人文学研究科	「アジアの中の日本文化」研究センター，人類文化遺産テキスト学研究センター
法学研究科	法情報研究センター
経済学研究科	国際経済政策研究センター
情報学研究科	組込みシステム研究センター，グローバルメディア研究センター，価値創造研究センター
理学研究科	臨海実験所，南半球宇宙観測研究センター，構造生物学研究センター，タウ・レプトン物理研究センター
医学系研究科	医学教育研究支援センター，神経疾患・腫瘍分子医学研究センター
工学研究科	プラズマナノ工学研究センター，材料バックキャストテクノロジー研究センター，計算科学連携教育研究センター，マイクロ・ナノメカトロニクス研究センター
生命農学研究科	フィールド科学教育研究センター，鳥類バイオサイエンス研究センター
環境学研究科	地震火山研究センター，持続的共発展教育研究センター
環境医学研究所	次世代創薬研究センター
未来材料・システム研究所	高度計測技術実践センター，未来エレクトロニクス集積研究センター
宇宙地球環境研究所	国際連携研究センター，統合データサイエンスセンター，飛翔体観測推進センター

名古屋大学教育研究組織規程の一部を改正する規程（案）新旧対照

現 行 条 文

(趣旨)
第1条 名古屋大学(以下「本学」という。)の教育研究組織に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(学部及び学科)
第2条 本学に置く学部及びその学部^{に置く}学科は、別表第1のとおりとする。
2～4 (省略)

(研究科及び専攻)
第3条 本学の大学院に置く研究科及びその研究科に置く専攻は、別表第2のとおりとする。
2～4 (省略)
5 各研究科は、別表第3のとおり学部の教育の実施に協力するものとする。

(省略)

(附属施設等)
第9条 (省略)
2 (省略)
3 本学の研究科及び附置研究所に、別表第4のとおり附属の教育施設又は研究施設を置く。
4～6 (省略)

(省略)

別表第1(第2条第1項関係)

学部	学科
(省略)	(省略)
情報文化学部	自然情報学科, 社会システム情報学科
(省略)	(省略)
工学部	化学・生物工学科, 物理工学科, 電気電子・情報工学科, 機械・航空工学科, 環境土木・建築学科

改 正 (案) 条 文

(同左)
第1条 (同左)

(同左)
第2条 (同左)
2～4 (省略)

(同左)
第3条 (同左)
2～4 (省略)
5 (同左)

(省略)

(同左)
第9条 (省略)
2 (省略)
3 (同左)
4～6 (省略)

(省略)

別表第1(同左)

(同左)	(同左)
(省略)	(省略)
削る。	削る。
情報学部	自然情報学科, 人間・社会情報学科, コンピュータ科学科
(省略)	(省略)
(同左)	化学生命工学科, 物理工学科, マテリアル工学科, 電気電子情報工学科, 機械・航空宇宙工学科, エ

農学部	(省略)

別表第2(第3条第1項関係)

研究科	専攻
文学研究科	人文学専攻
(省略)	(省略)
経済学研究科	(省略)
(省略)	(省略)
工学研究科	化学・生物工学専攻, マテリアル理工学専攻, 電子情報システム専攻, 機械理工学専攻, 航空宇宙工学専攻, 社会基盤工学専攻, 結晶材料工学専攻, エネルギー理工学専攻, 量子工学専攻, マイクロ・ナノシステム工学専攻, 物質制御工学専攻, 計算理工学専攻
(省略)	(省略)
国際開発研究科	国際開発専攻, 国際協力専攻, 国際コミュニケーション専攻
(省略)	(省略)
国際言語文化研究科	日本語文化専攻, 国際多元文化専攻
(省略)	(省略)
情報科学研究科	計算機数理科学専攻, 情報システム学専攻, メディア科学専攻, 複雑系科学専攻, 社会システム情報学専攻
創薬科学研究科	(省略)

	エネルギー理工学科, 環境土木・建築学科
(同左)	(省略)

別表第2(同左)

(同左)	(同左)
人文学研究科	(同左)
(省略)	(省略)
(同左)	(省略)
情報学研究科	数理情報学専攻, 複雑系科学専攻, 社会情報学専攻, 心理・認知科学専攻, 情報システム学専攻, 知能システム学専攻
(省略)	(省略)
(同左)	有機・高分子化学専攻, 応用物質化学専攻, 生命分子工学専攻, 応用物理学専攻, 物質科学専攻, 材料デザイン工学専攻, 物質プロセス工学専攻, 化学システム工学専攻, 電気工学専攻, 電子工学専攻, 情報・通信工学専攻, 機械システム工学専攻, マイクロ・ナノ機械理工学専攻, 航空宇宙工学専攻, エネルギー理工学専攻, 総合エネルギー工学専攻, 土木工学専攻
(省略)	(省略)
(同左)	国際開発専攻, 国際協力専攻
(省略)	(省略)
削る。	削る。
(省略)	(省略)
削る。	削る。
(同左)	(省略)

別表第3(第3条第5項関係)

学部	協力研究科
文学部	文学研究科, 環境学研究科
(省略)	(省略)
情報文化学部	環境学研究科, 情報科学研究科
理学部	理学研究科, 多元数理科学研究科, 環境学研究科, 情報科学研究科, 創薬科学研究科
(省略)	(省略)
工学部	工学研究科, 多元数理科学研究科, 環境学研究科, 情報科学研究科, 創薬科学研究科
農学部	(省略)

別表第4(第9条第3項関係)

研究科及び附置研究所	附属の教育施設及び研究施設
文学研究科	「アジアの中の日本文化」研究センター, 人類文化遺産テキスト学研究センター
(省略)	(省略)
経済学研究科	(省略)
(省略)	(省略)
国際言語文化研究科	グローバルメディア研究センター
(省略)	(省略)
情報科学研究科	組込みシステム研究センター
(省略)	(省略)

別表第3(同左)

(同左)	(同左)
(同左)	人文学研究科, 情報学研究科, 環境学研究科
(省略)	(省略)
削る。	削る。
情報学部	情報学研究科, 環境学研究科
(同左)	理学研究科, 多元数理科学研究科, 環境学研究科, 創薬科学研究科
(省略)	(省略)
(同左)	情報学研究科, 工学研究科, 多元数理科学研究科, 環境学研究科, 創薬科学研究科
(同左)	(省略)

別表第4(同左)

(同左)	(同左)
(同左)	(同左)
人文学研究科	(同左)
(省略)	(省略)
(同左)	(省略)
情報学研究科	組込みシステム研究センター, グローバルメディア研究センター, 価値創造研究センター
(省略)	(省略)
削る。	削る。
(省略)	(省略)
削る。	削る。
(省略)	(省略)

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 情報文化学部並びに工学部化学・生物工学科，物理工学科，電気電子・情報工学科，機械・航空工学科及び環境土木・建築学科は，第 2 条第 1 項の規定にかかわらず，平成 29 年 3 月 31 日に当該学部又は学科に在学する者が当該学部又は学科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 3 文学研究科，工学研究科化学・生物工学専攻，マテリアル理工学専攻，電子情報システム専攻，機械理工学専攻，航空宇宙工学専攻，社会基盤工学専攻，結晶材料工学専攻，エネルギー理工学専攻，量子工学専攻，マイクロ・ナノシステム工学専攻，物質制御工学専攻及び計算理工学専攻，国際開発研究科国際コミュニケーション専攻，国際言語文化研究科並びに情報科学研究科は，第 3 条第 1 項の規定にかかわらず，平成 29 年 3 月 31 日に当該研究科又は専攻に在学する者が当該研究科又は専攻に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

○名古屋大学学位規程(平成 16 年 4 月 1 日規程第 104 号)(案)

(学位の種類)

第 1 条 名古屋大学(以下「本学」という。)において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職とする。

(学位の専攻分野等の名称)

第 2 条 名古屋大学通則(平成 16 年度通則第 1 号)第 32 条第 1 項の規定により卒業を認定された者に学士の学位を授与し、その学位記には、学部又は学科の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記するものとする。

学部	学科名	学士
文学部		文学
教育学部		教育学
法学部		法学
経済学部		経済学
情報学部		情報学
理学部		理学
医学部	医学科	医学
	保健学科	看護学 保健学 リハビリテーション学
工学部		工学
農学部		農学

2 名古屋大学大学院通則(平成 16 年度通則第 2 号。以下「大学院通則」という。)第 34 条第 1 項の定めるところにより本学大学院の課程を修了した者に修士、博士又は専門職の学位を授与し、その学位記には、研究科の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記するものとする。

研究科名	修士	博士	専門職
人文学研究科	文学	文学	
	歴史学	歴史学	
	学術	学術	
教育発達科学研究科	教育学	教育学	
	教育	教育	
	心理学	心理学	
	臨床心理学		
法学研究科	法学	法学	法務博士(専門職)
	比較法学	比較法学	
	現代法学	現代法学	
経済学研究科	経済学	経済学	
	経営管理学		
情報学研究科	情報学	情報学	
	学術	学術	
理学研究科	理学	理学	

医学系研究科	医科学	医学
	医療行政学	
	看護学	看護学
	医療技術学	医療技術学
	リハビリテーション	リハビリテーション
	療法学	療法学
工学研究科	工学	工学
生命農学研究科	農学	農学
国際開発研究科	国際開発学	国際開発学
多元数理科学研究科	数理学	数理学
環境学研究科	環境学	環境学
	心理学	心理学
	社会学	社会学
	地理学	地理学
	法学	法学
	経済学	経済学
	理学	理学
	工学	工学
	建築学	建築学
創薬科学研究科	創薬科学	創薬科学

3 前2項に規定する専攻分野の名称の英文表記については、別に定める。

(学位授与の要件)

第3条 前条第2項に定めるもののほか、本学大学院研究科に論文を提出して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも博士の学位を授与することができる。

(課程による者の論文等の提出)

第4条 本学大学院の課程による論文(前期課程及び医学系研究科の修士課程にあつては特定の課題についての研究の成果を含む。)は、各研究科で定める授業科目を履修し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科長に提出するものとする。

(課程によらない者の学位授与の申請)

第5条 第3条により学位を得ようとする者は、論文に履歴書及び学位審査手数料を添え、学位の種類を指定した願書を当該研究科教授会又は当該研究科教授会が学位審査を委任している委員会等(以下「研究科教授会等」という。)の承認を得て、総長に提出するものとする。

(論文等)

第6条 主論文は1編とし、博士論文にあつてはその要旨を添付して提出するものとする。この場合、必要により、参考論文を添付することができる。

2 特定の課題についての研究の成果は、各研究科で定めるところにより提出するものとする。

第7条 提出した論文(前期課程及び医学系研究科の修士課程にあつては特定の課題についての

研究の成果を含む。)及び納入した審査手数料は、返納しない。

(学位審査委員会)

第 8 条 博士論文を受理したときは、研究科教授会等は、2 名以上の教授を選出し、学位審査委員会を組織する。ただし、国際連携専攻における博士論文を受理したときは、当該国際連携専攻を設ける研究科と連携して教育研究を実施する外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)と協議の上、2 名以上の教授を選出し、連携外国大学院の教授その他の者を加えて、連携外国大学院と合同の学位審査委員会を組織する。

2 修士論文若しくは特定の課題についての研究の成果を受理したとき、又は第 11 条に規定する博士論文研究基礎力審査を行うときは、研究科教授会等は、指導教員 1 名並びに当該教員以外の教授、准教授及び講師のうちから 1 名以上の委員を選出し、合計 2 名以上で学位審査委員会を組織する。ただし、当該委員会の委員には少なくとも教授を 1 名含まなければならない。

3 前 2 項の場合において、必要あるときは、本学の他の研究科若しくは研究所、他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院若しくは研究所等の教授その他の者を学位審査委員会に委員として加えることができる。

4 学位審査委員会は、論文及び特定の課題についての研究の成果の審査並びに試験並びに第 11 条に規定する博士論文研究基礎力審査に関する事項を担当する。

(審査期間)

第 9 条 博士論文は、受理した後、1 年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、研究科教授会等の議決を経て、審査期間を延長することができる。

2 修士論文又は特定の課題についての研究の成果は、在学中に提出させ、審査を終了するものとする。

3 第 11 条に規定する博士論文研究基礎力審査は、在学中に行い、審査を終了するものとする。

(試験及び学力審査)

第 10 条 試験は、論文(前期課程及び医学系研究科の修士課程にあつては特定の課題についての研究の成果を含む。)の審査終了後に、筆記又は口頭で行う。

2 博士の試験は、論文の内容及びこれに関連ある専門分野の学識及び研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力について、修士の試験は、論文又は特定の課題についての研究の成果の内容を中心として学識及び研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力について、審査するものとする。

3 第 3 条による論文提出者に対しては、前項のほか、更に専攻学術に関し、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有するか否かについて、審査するものとする。

第 11 条 大学院通則第 31 条の 2 に規定する博士論文研究基礎力審査は、前期課程又は医学系研究科の修士課程において修得し、又は涵養すべき専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養について筆記等による試験を行うとともに、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力について研究報告の提出及び口頭試験等による審査を行うものとする。

(審査結果の報告及び学位授与の議決)

第 12 条 学位審査委員会は、審査の結果を研究科教授会等に報告する。ただし、博士の学位試

験については、その要旨を書面で報告しなければならない。

2 研究科教授会等は、前項の報告に基づいて合否を審議決定する。

3 学位審査の研究科教授会等における議決の方法は、各研究科が定める。ただし、その開会定足数は、当該研究科教授会委員全員(海外旅行中又は休職中の者を除く。)の3分の2以上であることを要し、合格の決定は、無記名投票により、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(合格者の報告)

第13条 研究科長は、学位試験に合格した者を合格決定の日から20日以内に、総長に報告しなければならない。この場合、博士の学位試験に合格した者については、論文の要旨、論文審査及び試験の結果の要旨並びに履歴書各1通を提出するものとする。

(学位の授与及び学位記の様式)

第14条 学部の定める卒業の資格を認定された者には、当該学部長の報告に基づき、又は学位試験に合格した者には、当該研究科長の報告に基づき、総長は、所定の学位を授与する。

2 学位記は、別記様式1-1から別記様式6-2までに定めるとおりとする。ただし、別記様式3-3(課程修了によるもの(国際連携専攻))における和文に併記する英文等及び大学名、大学印等については、連携外国大学院との協議により記載することとする。

(論文要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した研究科の承認を受け、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した研究科の協力を得て、附属図書館が実施する名古屋大学学術機関リポジトリを活用し、インターネットの利用により行うものとする。

4 学位授与後に公表する場合は、名古屋大学審査学位論文と明記することを要する。

(学位授与の取消し)

第17条 修士、博士又は専門職の学位を授与された者で、次の各号のいずれかに該当するときは、教育研究評議会の議を経て、授与した学位を取り消すものとする。

一 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき。

二 修士、博士又は専門職の学位を授与された者に、その名誉を汚辱する行為があったとき。

(学位審査手数料)

第18条 第5条の学位審査手数料の額は、名古屋大学授業料等の料金に関する規程(平成16

年度規程第 87 号)に規定する額とする。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、論文の審査及び試験に関し必要な事項は、各研究科において定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 7 月 20 日規程第 285 号)

1 この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

2 法学研究科の専攻分野の名称は、改正後の第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 16 年 4 月以前に入学し、当該専攻分野に係る課程を履修している者については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 1 月 23 日規程第 49 号)

1 この規程は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。ただし、改正後の第 2 条第 2 項の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 国際開発研究科の専攻分野の名称は、改正後の第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 17 年度以前に入学し、当該専攻分野に係る課程を履修しているものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 2 月 27 日通則第 6 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 24 日規程第 109 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日規程第 91 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 16 日規程第 39 号)

この規程は、平成 24 年 10 月 16 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 25 年 9 月 17 日規程第 39 号)

1 この規程は、平成 25 年 9 月 17 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の第 15 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3 第 1 項の規定にかかわらず、改正後の第 16 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月 4 日規程第 92 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 15 日規程第 57 号)

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 情報文化学部専攻分野の名称は、改正後の第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 28 年

度以前に入学し、当該専攻分野に係る課程を履修している者については、なお従前の例による。

3 文学研究科, 国際開発研究科, 国際言語文化研究科及び情報科学研究科の専攻分野の名称は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、平成28年度以前に入学し、当該専攻分野に係る課程を履修している者については、なお従前の例による。

参考

名古屋大学授業料等の料金に関する規程に定める額

学位審査手数料 57,000 円

別記様式 1-1

別記様式 1-2(英文)

別記様式 2-1(修士論文の審査によるもの)

別記様式 2-2(修士論文の審査によるもの(英文))

別記様式 3-1(課程修了によるもの)

別記様式 3-2(課程修了によるもの(リーディングプログラム))

別記様式 3-3(課程修了によるもの(国際連携専攻))

別記様式 3-4(課程修了によるもの(英文))

別記様式 3-5(課程修了によるもの(リーディングプログラム)(英文))

別記様式 4-1(研究成果の審査及び博士論文研究基礎力審査によるもの)

別記様式 4-2(研究成果の審査及び博士論文研究基礎力審査によるもの(英文))

別記様式 5-1(法科大学院専門職学位課程修了によるもの)

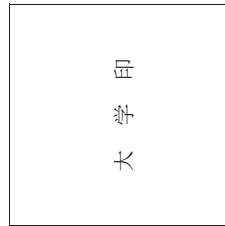
別記様式 5-2(法科大学院専門職学位課程修了によるもの(英文))

別記様式 6-1(論文提出によるもの)

別記様式 6-2(論文提出によるもの(英文))

○第XXXX号

学位記

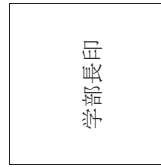


氏名

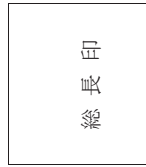
〇〇年〇〇月〇〇日生

本学 〇〇 学部 〇〇〇 学科所定の課程を修めて
本学を卒業したことを認め学士（〇〇学）の学位を授与
する

平成〇〇年〇月〇〇日

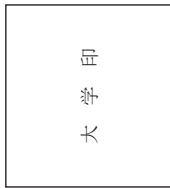


名古屋大学〇〇学部長 〇 〇 〇 〇



名古屋大学総長 〇 〇 〇 〇

NAGOYA UNIVERSITY



Hereby Confers upon

Name

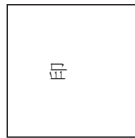
Date of Birth:

the Degree of
Bachelor of 〇〇〇〇〇

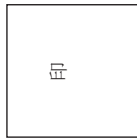
in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
for a Major in the 〇 〇 〇 〇 〇 〇
at the School of 〇〇,
Nagoya University.

Date

Name
Dean of the School of 〇〇

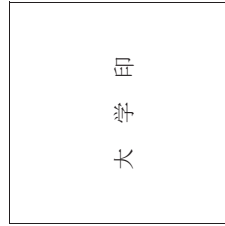


Name
President



○第XXXX号

学位記



氏名

〇〇年〇〇月〇〇日生

本学大学院 〇〇 学研科 〇〇〇 専攻において
所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格
したので修士(〇〇)の学位を授与する

平成〇〇年〇月〇〇日



名古屋大学

大学印

NAGOYA UNIVERSITY

Hereby Confers upon

Name

Date of Birth:

the Degree of
Master of 〇〇〇〇〇〇

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
and Successful Completion of a Master's Thesis
for a Major in the 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
at the Graduate School of 〇〇.

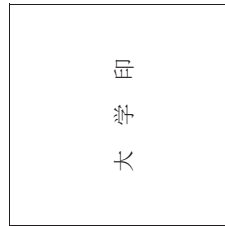
Date

NAGOYA UNIVERSITY



○第XXXX号

学位記



氏名

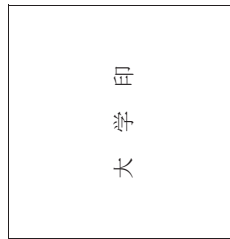
〇〇年〇〇月〇〇日生

本学大学院 〇〇 学研科 〇〇〇 専攻において

所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格

したので博士(〇〇)の学位を授与する

平成〇〇年〇月〇〇日



名古屋大学

大学印

○第XXXX号

学位記

氏名

〇〇年〇〇月〇〇日生

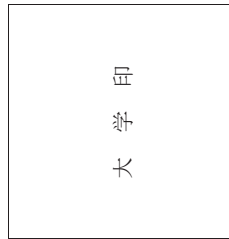
本学大学院 〇〇 学研科 〇〇〇 専攻において

所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格

したので博士(〇〇)の学位を授与する

(プログラム名 修了)

平成〇〇年〇月〇〇日



名古屋大学

大学印

学位記

氏名

○○年○○月○○日生

名古屋大学及び ○○ 大学の間で X年X月X日に
締結された協定に基づく名古屋大学・○○ 大学国際
連携 ○○ 専攻において所定の単位を修得し学位論文
の審査及び最終試験に合格したので博士(○○)の学位
を授与する

平成○○年○○月○○日

○○ 大学

大学印
又は
学長サイン

名古屋大学

大学印
又は
総長サイン

NAGOYA UNIVERSITY

Hereby Confers upon

Name

Date of Birth:

the Degree of
Doctor of ○○○○○

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
and Successful Completion of a Doctoral Dissertation
for a Major in the ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
at the Graduate School of ○○.

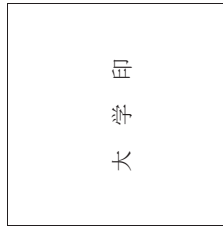
Date

NAGOYA UNIVERSITY



This is an authorized translation of the original Japanese language diploma

学位記

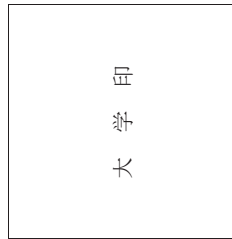


氏名

○○年○○月○○日生

本学大学院 ○○ 学研究科 ○○○ 専攻の修士課程
を修了したので修士(○○)の学位を授与する

平成○○年○○月○○日



名古屋大学

NAGOYA UNIVERSITY

Hereby Confers upon

Name

Date of Birth:

the Degree of
Doctor of ○○○○○○

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
and Successful Completion of a Doctoral Dissertation
for a Major in the ○ ○ ○ ○ ○ ○
at the Graduate School of ○○,
and in Addition Recognizes the Completion of

プログラム名 _____

Date



NAGOYA UNIVERSITY

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma.

学位記



氏名

〇〇年〇〇月〇〇日生

本学大学院法学研究科実務法曹養成専攻の専門職学位課程を修了したので法務博士(専門職)の学位を授与する

平成〇〇年〇月〇〇日



名古屋大学

NAGOYA UNIVERSITY

Hereby Confers upon

Name

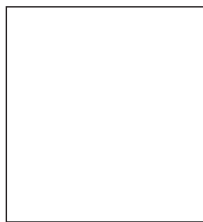
Date of Birth:

the Degree of

Master of 〇〇〇〇〇〇

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements for a Major in the 〇 〇 〇 〇 〇 〇 at the Graduate School of 〇〇.

Date



NAGOYA UNIVERSITY

学位記



氏名

〇〇年〇〇月〇〇日生

本学大学院に論文を提出し 〇〇 学研究科において
所定の審査及び試験に合格したので博士(〇〇)の学位
を授与する

平成〇〇年〇月〇〇日



名古屋大学

NAGOYA UNIVERSITY

Hereby Confers upon

Name

Date of Birth:

the Degree of

Juris Doctor (Professional)

in Recognition of the Fulfillment of the Requirements
for the Legal Practice Program
in the Law School.

Date



NAGOYA UNIVERSITY

別記様式 6-2 (論文提出によるもの (英文))

NAGOYA UNIVERSITY

Hereby Confers upon

Name

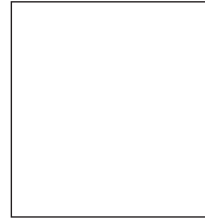
Date of Birth:

the Degree of

Doctor of ○○○○○

in Recognition of the Acceptance of a Doctoral Dissertation
at the Graduate School of ○○.

Date



NAGOYA UNIVERSITY

This is an authorized translation of the original Japanese-language diploma

名古屋大学学位規程の一部を改正する規程（案） 新旧対照

現 行 条 文	改 正 (案) 条 文	
(学位の種類)	(同左)	
第1条 名古屋大学（以下「本学」という。）において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職とする。	第1条 (同左)	
(学位の専攻分野等の名称)	(同左)	
第2条 名古屋大学通則(平成16年度通則第1号)第32条第1項の規定により卒業された者に学士の学位を授与し、その学位記には、学部又は学科の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記するものとする。	第2条 (同左)	
学部 (省略) <u>情報文化学部</u>	(同左) (省略) 削る。 <u>情報学部</u> (同左) (省略)	削る。 <u>情報学</u> (省略)
理学部 (省略)	(同左) (省略)	
2 名古屋大学大学院通則（平成16年度通則第2号。以下「大学院通則」という。）第34条第1項に定めるところにより本学大学院の課程を修了した者に修士、博士又は専門職の学位を授与し、その学位記には、研究科の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記するものとする。	2 (同左)	
研究科名 <u>文学研究科</u>	(同左) 削る。 <u>人文学研究科</u>	削る。削る。削る。 <u>文学</u> <u>歴史学</u> <u>学術</u> (省略)
修士 <u>文学</u> <u>歴史学</u>		
博士 <u>文学</u> <u>歴史学</u>		
専門職		
教育発達科学研究科 (省略) (省略)	(同左) (省略) (省略)	
経済学研究科 (省略) (省略)	(同左) (省略) (省略)	
理学研究科 (省略) (省略)	(同左) (省略) (省略)	
国際開発研究科 (省略)	(同左) (省略)	削る。削る。(同左) (同左)
国際開発学 国際開発学		
国際言語文化研究科 (省略)	削る。 (省略)	削る。削る。削る。
国際言語文化研究科 <u>文学</u> <u>学術</u>	<u>文学</u> <u>歴史学</u> <u>学術</u> (省略)	<u>文学</u> <u>歴史学</u> <u>学術</u> (省略)
情報科学研究科 (省略)	削る。 (省略)	削る。削る。削る。
情報科学研究科 <u>情報科学</u> <u>工学</u> <u>学術</u>	削る。 (省略)	削る。削る。削る。
3 (省略)	3 (省略)	
(省略)	(省略)	

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 情報文化学部の特攻分野の名称は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、平成28年度以前に入学し、当該特攻分野に係る課程を履修している者については、なお従前の例による。
- 3 文学研究科、国際開発研究科、国際言語文化研究科及び情報科学研究科の特攻分野の名称は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、平成28年度以前に入学し、当該特攻分野に係る課程を履修している者については、なお従前の例による。

名古屋大学情報学部規程（案）

目次

- 第1章 通則(第1条－第3条)
 - 第2章 教育課程及び授業(第4条－第10条)
 - 第3章 成績評価及び卒業(第11条－第15条)
 - 第4章 第3年次編入学(第16条)
 - 第5章 転学部及び転学科(第17条・第18条)
 - 第6章 特別聴講学生，科目等履修生，聴講生及び研究生(第19条－第24条)
- 附則

第1章 通則

(趣旨)

- 第1条 名古屋大学情報学部(以下「本学部」という。)における目的，教育課程，授業，成績評価等(以下「学部の教育」という。)については，名古屋大学通則(平成16年度通則第1号)及び名古屋大学全学共通科目規程(平成16年度規程第115号)に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。
- 2 この規程に定めるもののほか，学部の教育に関し必要な事項は，教授会の議を経て，学部長が定める。

(目的)

- 第2条 本学部は，教育基本法の精神にのっとり，学術文化の中心として広く知識を授け，情報学の各分野にわたり，深く，かつ総合的に研究するとともに，完全なる人格の育成と文化の創造を期し，民主的，文化的な国家及び社会の形成を通じて，世界の平和と人類の福祉に寄与することを目的とする。

(系)

- 第3条 本学部の学科に次の系を置く。

学科	系
自然情報学科	数理情報系，複雑システム系
人間・社会情報学科	社会情報系，心理・認知科学系
コンピュータ科学科	情報システム系，知能システム系

- 2 学生は，第3年次の初めに学科の別に従い，系の一つに所属するものとする。
- 3 系所属の手続き等は，別に定める。

(授業科目)

- 第4条 授業科目は，必修科目，選択必修科目，選択科目及び随意科目とする。
- 2 自然情報学科，人間・社会情報学科及びコンピュータ科学科に共通の専門基礎科目並びに単位数は，別表第1のとおりとする。
- 3 自然情報学科，人間・社会情報学科及びコンピュータ科学科に共通の専門科目並びにその単位数は，別表第2のとおりとする。
- 4 自然情報学科，人間・社会情報学科及びコンピュータ科学科の専門科目並びにその単位数は，別表第3のとおりとする。

(単位数の計算の基準)

- 第5条 各授業科目の単位数は，次の基準により計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。
- 二 演習については、15時間の演習をもって1単位とする。
- 三 実験及び実習については、30時間の実験又は実習をもって1単位とする。

(履修方法)

- 第6条 学生は、所属する学科の専門科目及び専門基礎科目のほか、他の学科の専門科目を関連専門科目として履修するものとする。
- 2 全学基礎科目として、基礎セミナー、言語文化及び健康・スポーツ科学を履修するものとする。
 - 3 基礎科目として、文系基礎科目及び理系基礎科目を履修するものとする。
 - 4 教養科目として、文系教養科目及び理系教養科目を履修するものとする。
 - 5 全学教養科目及び開放科目を履修することができる。
 - 6 他の学部属する専門科目を履修した場合は、10単位を超えない範囲で関連専門科目の単位として認定することができる。

(他の大学の授業科目の履修等)

- 第7条 学生は、学部長の許可を得て、他の大学の授業科目を履修し、修得した単位は、30単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。
- 2 前項の単位の認定方法は、教授会の議を経て、学部長が定める。

(留学)

- 第8条 前条の規定は、学生が留学する場合に準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第9条 大学、外国の大学、短期大学を卒業し又は退学した者で、新たに第1年次に入学したものの既修得単位については、本学において修得したものとして認定することができる。
- 2 前項により、修得したものと認定することのできる単位数は、30単位を超えないものとし、単位の認定方法は、教授会の議を経て、学部長が定める。

(履修手続)

- 第10条 学生は、履修しようとする授業科目について、授業担当教員(以下「担当教員」という。)の承認を得て、学部長に届け出なければならない。
- 2 他の学部属する専門科目を関連専門科目として履修しようとする場合には、あらかじめ所属の学科を経由し、教授会の議を経て、学部長の承認を得なければならない。

第3章 成績評価及び卒業

(単位の認定及び成績評価)

- 第11条 単位の認定及び成績評価は、試験による。ただし、担当教員がレポート等の適宜の方法による場合は、この限りではない。

(公示)

- 第12条 試験の科目、日程その他必要な事項は、あらかじめ公示する。

(成績)

- 第13条 試験の成績は、S、A、B、C及びFとし、S、A、B及びCを合格とする。ただし、この区分により難しいものについては、合格及び不合格とすることができる。

(追試験)

- 第14条 病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかったときは、学部長に追試験を願い出ることができる。ただし、追試験の願い出は当該試験終了後1週間以内に限るものとする。

(卒業要件)

- 第15条 本学部を卒業するためには、別表第4に定める単位数を修得しなければならない。

第4章 第3年次編入学

(修業年限、在学年限、休学期間等)

- 第16条 第3年次に編入学した者の修業年限は2年とし、在学年限は4年とする。
- 2 前項により入学した者の休学期間は、通算して2年を超えることができない。
 - 3 既修得単位の取扱いについては、教授会の議を経て、学部長が定める。

第5章 転学部及び転学科

(転学部)

- 第 17 条 他の学部転学部を志望する者は、転学部を志望する学部の定める時期に、本学部に転学部を志望する者は、第 1 年次の第 2 学期末又は第 2 年次の第 2 学期末に理由を具して所属する学部長及び転学部しようとする学部長に願い出なければならない。
- 2 前項の場合、学部長は、教授会の議を経て許可する。
 - 3 転学部を許可された者の在学年数は、転学部の前後を通算するものとする。

(転学科)

- 第 18 条 他の学科転学科を志望する者は、第 1 年次の第 2 学期末又は第 2 年次の第 2 学期末に理由を具して学部長に願い出なければならない。
- 2 前項の場合、学部長は、教授会の議を経て許可する。
 - 3 転学科を許可された者の在学年数は、転学科の前後を通算するものとする。

第 6 章 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生

(特別聴講学生)

- 第 19 条 特別聴講学生の入学は、教授会において選考の上、学部長が許可する。
- 2 特別聴講学生の在学期間は、聴講しようとする授業科目について授業の行われる期間とする。
 - 3 特別聴講学生の履修科目における単位の認定等は、第 11 条、第 12 条、第 13 条及び第 14 条の規定を準用する。

(科目等履修生)

- 第 20 条 科目等履修生の入学は、教授会において選考の上、学部長が許可する。
- 2 科目等履修生の在学期間は、履修しようとする授業科目について授業の行われる期間とする。
 - 3 科目等履修生の履修科目における単位の認定等は、第 11 条、第 12 条、第 13 条及び第 14 条の規定を準用する。

(聴講生)

- 第 21 条 聴講生の入学は、教授会において選考の上、学部長が許可する。
- 2 聴講生の在学期間は、聴講しようとする授業科目について授業の行われる期間とする。

(研究生の定員)

- 第 22 条 研究生の定員は、30 名とする。

(研究生の入学)

- 第 23 条 研究生の入学資格は、次のとおりとする。
- 一 大学を卒業した者
 - 二 その他教授会において相当と認めた者
- 2 研究生の入学は、教授会において選考の上、学部長が許可する。

(研究生の在学期間)

- 第 24 条 研究生の在学期間は、1 年とする。ただし、学年の途中において入学した場合における在学期間は、当該学年末までとする。
- 2 在学期間が満了しても研究の必要により、なお引き続き在学しようとする者があるときは、学部長の許可を得て在学期間を延長することができる。
 - 3 前項の場合、学部長は、教授会の議を経て許可する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 4 条関係)

学部共通

専門基礎科目

インフォマティクス 1	1 単位
インフォマティクス 2	1 単位

インフォマティックス 3	1 単位
インフォマティックス 4	1 単位
感じる情報学	1 単位
情報の挑戦者・開拓者たち	2 単位
情報セキュリティとリテラシー1	1 単位
情報セキュリティとリテラシー2	1 単位
プログラミング 1	2 単位
プログラミング 2	2 単位
離散数学及び演習	2 単位
論理設計及び演習 1	1 単位
論理設計及び演習 2	1 単位
情報理論	1 単位
確率統計及び演習	2 単位
アルゴリズム 1	1 単位
アルゴリズム 2	1 単位
システム数学及び演習 1	1 単位
システム数学及び演習 2	1 単位
線形代数学の発展 1	1 単位
線形代数学の発展 2	1 単位
情報システムとしての自然 1：生きる	1 単位
情報システムとしての自然 2：流れる	1 単位
情報と国際社会	1 単位
人間の知・機械の知	1 単位
心の科学	1 単位
クリエイティブ・ネットワーキング	1 単位
社会調査	1 単位
論理学 1	1 単位
論理学 2a	1 単位
論理学 2b	1 単位
論理学 2c	1 単位
科学方法論	1 単位
複雑系科学の基礎	1 単位
意思決定	1 単位
データマイニング入門	1 単位
情報創造	1 単位
問題解決・課題解決の科学 1	1 単位
問題解決・課題解決の科学 2	1 単位
シミュレーション・サイエンス 1	1 単位
シミュレーション・サイエンス 2	1 単位

別表第 2(第 4 条関係)

学部共通

専門科目

アカデミック・イングリッシュ	2 単位
アカデミック・ライティング	2 単位
マネジメント	1 単位
情報倫理と法	1 単位
PBL1	2 単位
PBL2	2 単位
PBL3	2 単位
情報と職業 1	1 単位
情報と職業 2	1 単位

別表第 3(第 4 条関係)

自然情報学科

専門科目 (数理情報系)

数理情報学序論 1	1 単位
数理情報学序論 2	1 単位
微積分学の発展 1	1 単位
微積分学の発展 2	1 単位
数理情報学 1	1 単位
数理情報学 2	1 単位
数理情報学 3	1 単位
数理情報学 4	1 単位
数理情報学 5	1 単位
数理情報学 6	1 単位
数理情報学 7	1 単位
数理情報学 8	1 単位
数理情報学 9	1 単位
数理情報学 10	1 単位
数理情報学 11	1 単位
数理情報学 12	1 単位
数理情報学 13	1 単位
数理情報学 14	1 単位
数理情報学 15	1 単位
数理情報学 16	1 単位
数理情報学 17	1 単位
数理情報学 18	1 単位
数理情報学演習 1	1 単位
数理情報学演習 2	1 単位
数理情報学演習 3	1 単位
数理情報学演習 4	1 単位

数理情報学演習 5	1 単位
数理情報学演習 6	1 単位
数理情報学演習 7	1 単位
数理情報学演習 8	1 単位
数理情報学演習 9	1 単位
専門科目 (複雑システム系)	
複雑システム系序論 1	1 単位
複雑システム系序論 2	1 単位
物質情報学 1	1 単位
物質情報学 2	1 単位
物質情報学 3	1 単位
物質情報学 4	1 単位
物質情報学 5	1 単位
物質情報学 6	1 単位
物質情報学 7	1 単位
物質情報学 8	1 単位
物質情報学 9	1 単位
物質情報学 10	1 単位
物質情報学 11	1 単位
計算情報学 1	1 単位
計算情報学 2	1 単位
計算情報学 3	1 単位
計算情報学 4	1 単位
計算情報学 5	1 単位
計算情報学 6	1 単位
計算情報学 7	1 単位
計算情報学 8	1 単位
計算情報学 9	1 単位
計算情報学 10	1 単位
計算情報学 11	1 単位
計算情報学 12	1 単位
複雑システム系演習 1	1 単位
複雑システム系演習 2	1 単位
複雑システム系演習 3	1 単位
複雑システム系演習 4	1 単位
複雑システム系演習 5	1 単位
複雑システム系演習 6	1 単位
複雑システム系演習 7	1 単位
複雑システム系演習 8	1 単位

専門科目（系共通）
卒業研究 6 単位

人間・社会情報学科
専門科目（社会情報系）

社会情報学序論 1	1 単位
社会情報学序論 2	1 単位
情報哲学	1 単位
情報と倫理	1 単位
情報美学	1 単位
情報社会における福祉の哲学	1 単位
情報芸術論	1 単位
文化財情報論	1 単位
情報社会デザイン論	1 単位
情報社会メディア論	1 単位
ソーシャルメディアと観光・コミュニティ	1 単位
視覚情報処理	1 単位
博物館展示情報論	1 単位
メディアと国際社会	1 単位
アジアのメディア	1 単位
メディア社会論	1 単位
メディア制度論	1 単位
現代社会論	1 単位
社会システム論	1 単位
科学技術社会論	1 単位
リスクガバナンス論	1 単位
応用社会調査	1 単位
社会情報系演習 1	1 単位
社会情報系演習 2	1 単位
社会情報系演習 3	1 単位
社会情報系演習 4	1 単位
社会情報系演習 5	1 単位
社会情報系演習 6	1 単位
社会情報系演習 7	1 単位
社会情報系演習 8	1 単位
専門科目（心理・認知科学系）	
認知心理学 A	1 単位
認知心理学 B	1 単位
認知心理学 C	1 単位
認知心理学 D	1 単位
社会心理学 A	1 単位
社会心理学 B	1 単位

社会心理学 C	1 単位
社会心理学 D	1 単位
脳と心 A	1 単位
脳と心 B	1 単位
認知科学 A	1 単位
認知科学 B	1 単位
認知科学 C	1 単位
認知科学 D	1 単位
認知科学 E	1 単位
認知科学 F	1 単位
心理学の歴史と方法 1	1 単位
心理学の歴史と方法 2	1 単位
心理・認知科学特殊講義 A1	1 単位
心理・認知科学特殊講義 A2	1 単位
心理・認知科学特殊講義 B1	1 単位
心理・認知科学特殊講義 B2	1 単位
認知心理学演習	2 単位
社会心理学演習	2 単位
認知科学演習	2 単位
心理・認知科学実験 1	2 単位
心理・認知科学実験 2	2 単位
心理・認知科学データ解析	2 単位
心理・認知科学基礎演習 1	2 単位
心理・認知科学基礎演習 2	2 単位
心理・認知科学演習 1	1 単位
心理・認知科学演習 2	1 単位
心理・認知科学演習 3	1 単位
心理・認知科学演習 4	1 単位
専門科目 (系共通)	
卒業研究	6 単位

コンピュータ科学科

専門科目

ソフトウェア開発法及び演習	1 単位
オブジェクト指向言語及び演習	1 単位
代数的構造	1 単位
オートマトン・形式言語及び演習	3 単位
符号理論	1 単位
数値解析及び演習	2 単位
計算機アーキテクチャ基礎及び演習 1	1.5 単位

計算機アーキテクチャ基礎及び演習 2	1.5 単位
非手続型言語及び演習	2 単位
数理統計学	1 単位
機械学習	2 単位
信号処理	2 単位
コンパイラ	2 単位
データベース 1	1 単位
データベース 2	1 単位
最適化 1	1 単位
最適化 2	1 単位
人工知能基礎 1	1 単位
人工知能基礎 2	1 単位
先端計算機アーキテクチャ 1	1 単位
先端計算機アーキテクチャ 2	1 単位
オペレーティング・システム及び演習 1	1 単位
オペレーティング・システム及び演習 2	1 単位
ソフトウェア設計法 1	1 単位
ソフトウェア設計法 2	1 単位
情報ネットワーク	1 単位
ネットワークセキュリティ	1 単位
自然言語処理 1	1 単位
自然言語処理 2	1 単位
生体情報処理	2 単位
画像処理	2 単位
計合理論	1 単位
システム検証及び演習	1 単位
知能ロボットシステム制御	2 単位
コンピュータ科学実験 1	1.5 単位
コンピュータ科学実験 2	1.5 単位
コンピュータ科学実験 3	1 単位
卒業研究	6 単位

別表第4(第15条関係)

卒業必要単位数

自然情報学科 合計 128 単位以上

全学教育科目 合計 44 単位以上

科目区分	最低修得単位数	条件等
全学基礎科目	16 単位	一 基礎セミナーA 又は基礎セミナーB から 2 単位を含むこと。 二 「言語文化」として英語 6 単位及び英語以外の外国語(ドイツ語, フランス語, ロシア語, 中国語, スペイン語, 朝鮮・韓国語及び日本語(外国人留学生対象))のうちから 1 外国語 6 単位, 計 12 単位を含むこと。 三 「健康・スポーツ科学」として講義又は実習から 2 単位を含むこと。
文系基礎科目 文系教養科目 理系教養科目 全学教養科目 開放科目	10 単位	一 「文系基礎科目」及び「文系教養科目」6 単位, 「理系教養科目」2 単位並びに「全学教養科目」2 単位, 計 10 単位を含むこと。
理系基礎科目	18 単位	一 微分積分学 I, 微分積分学 II, 線形代数学 I 及び線形代数学 II の 4 科目 8 単位を含むこと。 二 「物理学基礎 I, 物理学基礎 II 及び物理学実験」, 「化学基礎 I, 化学基礎 II 及び化学実験」, 「生物学基礎 I, 生物学基礎 II 及び生物学実験」又は「地球科学基礎 I, 地球科学基礎 II 及び地球科学実験」のうちから 1 組, 3 科目, 計 5.5 単位を含むこと。 三 前号以外の「物理学基礎 I 及び物理学基礎 II」, 「化学基礎 I 及び化学基礎 II」, 「生物学基礎 I 及び生物学基礎 II」又は「地球科学基礎 I 及び地球科学基礎 II」から 1 組, 2 科目, 計 4 単位以上を含むこと。

専門系科目 合計 84 単位以上

科目区分	最低修得単位数	条件等
専門基礎科目	30 単位～34 単位	インフォマティックス 1, インフォマティックス 2, インフォマティックス 3, インフォマティックス 4, 情報の挑戦者・開拓者たち, 情報セキュリティとリテラシー1, 情報セキュリティとリテラシー2, プログラミング 1, プログラミング 2, 論理学 1 及びデータマイニング入門を含むこと。
専門科目	38 単位～	一 数理情報系においては, 情報倫理と法, 数理情報学序論 1, 数理情報学序論 2, 数理情報系が開講する専門科目 16 単位以上及び卒業研究を含むこと。

	50 単位	二 複雑システム系においては、情報倫理と法、複雑システム系序論 1、複雑システム系序論 2、複雑システム系が開講する専門科目 16 単位以上及び卒業研究を含むこと。
関連 専門 科目	2 単 位～1 0 単 位	

人間・社会情報学科 合計 128 単位以上

全学教育科目 合計 44 単位以上

科目 区分	最低修 得単位 数	条件等
全学 基礎 科目	22 単 位以上	一 基礎セミナーA 及び基礎セミナーB 各 2 単位を含むこと。 二 「言語文化」として英語 6 単位及び英語以外の外国語(ドイツ語, フランス語, ロシア語, 中国語, スペイン語, 朝鮮・韓国語及び日本語(外国人留学生対象))のうちから 1 外国語 10 単位, 計 16 単位を含むこと。 三 「健康・スポーツ科学」として講義又は実習から 2 単位を含むこと。
文系 基礎 科目 文系 教養 科目 理系 教養 科目 全学 教養 科目 開放 科目	16 単 位以上	「文系基礎科目」及び「文系教養科目」12 単位, 「理系教養科目」2 単位並びに「全学教養科目」2 単位, 計 16 単位を含むこと。
理系 基礎 科目	2 単位 以上	微分積分学 I 又は線形代数学 I を含むこと。

専門系科目 合計 84 単位以上

科目 区分	最低修 得単位 数	条件等
専門 基礎 科目	30 単 位～3 4 単 位	インフォマティックス 1, インフォマティックス 2, インフォマティックス 3, インフォマティックス 4, 情報の挑戦者・開拓者たち, 情報セキュリティとリテラシー1, 情報セキュリティとリテラシー2, プログラミング 1, プログラミング 2, 論理学 1 及びデータマイニング入門を含むこと。
専門 科目	38 単 位～ 50 単 位	一 社会情報系においては、情報倫理と法, 社会情報学序論 1, 社会情報学序論 2, 社会情報系が開講する専門科目 16 単位以上及び卒業研究を含むこと。 一 心理・認知科学系においては、情報倫理と法, 心理・認知科学系が開講する専門科目 16 単位以上及び卒業研究を含むこと。

関連 専門 科目	2 単 位～ 10 単 位	
----------------	------------------------	--

コンピュータ科学科 合計 128 単位以上

全学教育科目 合計 44 単位以上

科目 区分	最低修 得単位 数	条件等
全学 基礎 科目	16 単 位	一 基礎セミナーA 又は基礎セミナーB から 2 単位を含むこと。 二 「言語文化」として英語 6 単位及び英語以外の外国語(ドイツ語, フランス語, ロシア語, 中国語, スペイン語, 朝鮮・韓国語及び日本語(外国人留学生対象))のうちから 1 外国語 6 単位, 計 12 単位を含むこと。 三 「健康・スポーツ科学」として講義又は実習から 2 単位を含むこと。
文系 基礎 科目 文系 教養 科目 理系 教養 科目 全学 教養 科目 開放 科目	10 単 位以上	一 「文系基礎科目」及び「文系教養科目」6 単位, 「理系教養科目」2 単位並びに「全学教養科目」2 単位, 計 10 単位を含むこと。
理系 基礎 科目	17 単 位以上	一 微分積分学 I, 微分積分学 II, 線形代数学 I, 線形代数学 II, 物理学基礎 I, 物理学基礎 II 及び物理学実験を含むこと。

専門系科目 合計 84 単位以上

科目 区分	最低修 得単位 数	条件等
専門 基礎 科目	30 単 位～3 4 単 位	インフォマティックス 1, インフォマティックス 2, インフォマティックス 3, インフォマティックス 4, 情報の挑戦者・開拓者たち, 情報セキュリティとリテラシー1, 情報セキュリティとリテラシー2, プログラミング 1, プログラミング 2, 離散数学及び演習, 論理設計及び演習 1, 論理設計及び演習 2, 情報理論, 確率統計及び演習, アルゴリズム 1, アルゴリズム 2, システム数学及び演習 1, システム数学及び演習 2, 論理学 1, 論理学 2c 及びデータマイニング入門を含むこと。
専門 科目	38 単 位～ 50 単	一 情報システム系においては, 情報倫理と法, ソフトウェア開発法及び演習, オブジェクト指向言語及び演習, 代数的構造, オートマトン・形式言語及び演習, 符号理論, 数値解析及び演習, 計算機アーキテクチャ基礎及び演習 1,

	位	<p> 計算機アーキテクチャ基礎及び演習 2, 非手続型言語及び演習, コンパイラ, データベース 1, データベース 2, 最適化 1, 最適化 2, 人工知能基礎 1, 人工知能基礎 2, 先端計算機アーキテクチャ 1, 先端計算機アーキテクチャ 2, オペレーティング・システム及び演習 1, オペレーティング・システム及び演習 2, ソフトウェア設計法 1, ソフトウェア設計法 2, 情報ネットワーク, ネットワークセキュリティ, 計算理論, コンピュータ科学実験 1, コンピュータ科学実験 2, コンピュータ科学実験 3 及び卒業研究を含むこと。 二 知能システム系においては, 情報倫理と法, ソフトウェア開発法及び演習, オブジェクト指向言語及び演習, 代数的構造, オートマトン・形式言語及び演習, 符号理論, 数値解析及び演習, 計算機アーキテクチャ基礎及び演習 1, 計算機アーキテクチャ基礎及び演習 2, 数理統計学, 機械学習, 信号処理, コンパイラ, データベース 1, データベース 2, 最適化 1, 最適化 2, 人工知能基礎 1, 人工知能基礎 2, 自然言語処理 1, 自然言語処理 2, 生体情報処理, 画像処理, 知能ロボットシステム制御, コンピュータ科学実験 1, コンピュータ科学実験 2, コンピュータ科学実験 3 及び卒業研究を含むこと。 </p>
関連 専門 科目	2 単 位～1 0 単 位	

名古屋大学情報学部教授会内規（案）

（趣旨）

第1条 名古屋大学情報学部（以下「学部」という。）の教授会（以下「教授会」という。）の運営に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

（構成員）

第2条 教授会は、次表の左欄に掲げる事項ごとに、右欄に掲げる者をもって構成する。

事 項	構 成
第3条第1号	学部の教育を担当するために学部を兼務する名古屋大学の教授
第3条第2号	
第3条第3号	学部の教育を担当するために学部を兼務する名古屋大学の教授、准教授及び講師
第3条第4号	
第3条第5号	
第3条第6号	
第3条第7号	
第3条第8号	
第3条第9号	
第3条第10号	

（審議事項）

第3条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 学部長候補者及び学科長の選考に関する事項
- 二 学部に係る大学教員の人事に関する事項
- 三 学部に係る規程等の制定又は改廃に関する事項
- 四 学部の将来計画、予算、決算等に関する事項
- 五 学部に係る教育課程に関する事項
- 六 学生の入学及び卒業に関する事項
- 七 学生の成績評価に関する事項
- 八 学生の休学、退学等に関する事項
- 九 学生の除籍に関する事項
- 十 その他学部が必要と認めた事項

（議長）

第4条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故がある場合は、あらかじめ学部長が指名した者が議長となる。

(定足数及び議決)

第5条 教授会は、次表の左欄に掲げる事項ごとに、中欄に掲げる定足数によって成立し、議事は右欄に掲げる議決数をもって決する。ただし、休職者、育児休業者、海外渡航者及び1か月以上の出張や病気休暇等のやむを得ない事由により、1月以上出勤することができない者は、定足数算定の母数から除外する。

事 項		定足数	議決数
第3条第1号		構成員の3分の2以上	出席者の3分の2以上
第3条第2号	教授、准教授及び 講師の人事選考	構成員の3分の2以上	出席者の3分の2以上
	上記以外の教員 人事に関する事項	構成員の過半数	出席者の過半数
第3条第3号		構成員の過半数	出席者の過半数
第3条第4号			
第3条第5号			
第3条第6号			
第3条第7号			
第3条第8号			
第3条第9号			
第3条第10号			

(構成員以外の出席)

第6条 教授会が必要と認めたときは、教授会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(雑則)

第7条 この内規の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。